

く
だ
れ
も
が
輝
く
可
見
未
来
図
く

可児市男女共同参画プラン2023

計画期間：2019年度 ▶ 2023年度

平成31年(2019年)3月
可 児 市

はじめに

本市では、すべての市民が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる「だれもが輝く男女共同参画のまち・可児」をめざしています。そのためにはすべての人の人権を尊重し、だれもが自分らしくいきいきと暮らせるよう男女平等についての理解や性の多様性のさらなる理解が必要です。



平成 13 年（2001 年）に「可児市男女共同参画プラン 2010」を策定し、平成 19 年（2007 年）に、『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』を制定しました。平成 21 年（2009 年）には、計画期間 10 年の「可児市男女共同参画プラン 2018」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進してまいりました。

このたび「可児市男女共同参画プラン 2018」の計画期間満了に伴い、これまでの取り組みから見てくる現状と課題や意識調査結果、男女共同参画推進審議会等からの意見や要望を踏まえて、「可児市男女共同参画プラン 2023」を策定いたしました。

今後も、男女共同参画社会実現のために、男女の固定的な役割分担意識を見直し、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、企業にも啓発して働き方の見直しに焦点を当てていき、男女が働きやすい環境の整備に取り組んでまいります。

最後に、「男女共同参画プラン 2023」の策定にあたり、ご尽力いただきました可児市男女共同参画推進審議会をはじめ関係各位、意識調査などで参画いただきました市民の皆様から心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

可児市長 富田 成輝

目 次

第 1 章 プランの策定にあたって	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 国の動き	2
3 プランの位置づけ	4
4 プランの期間	4
第 2 章 プランのめざすもの	5
1 プランの基本理念	5
2 プランの体系図	6
3 プランの目標指標及び目標数値	8
第 3 章 プランの内容	10
基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	10
基本目標 2 政策や方針決定の場での男女共同参画	18
基本目標 3 男女が働きやすい環境の整備（女性活躍推進計画）	21
基本目標 4 家庭と地域生活における男女共同参画の実践	27
基本目標 5 男女が心身ともに健康で自立した生涯を送る支援	33
基本目標 6 男女間の暴力の防止と被害者の支援（DV対策基本計画）	37

第4章 総合的な推進体制の整備..... 44

- 1 庁内の推進体制及び市民、事業者、市民団体との協働..... 44
- 2 計画の進捗管理..... 45
- 3 プランの進捗状況の点検、評価、公開..... 45

資料編..... 46

- 1 用語解説..... 46
- 2 計画策定の経過..... 55
- 3 男女共同参画社会基本法..... 56
- 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要..... 59
- 5 改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の概要..... 60
- 6 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要..... 60
- 7 可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例..... 61
- 8 可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例施行規則..... 64
- 9 男女共同参画推進審議会委員名簿..... 65
- 10 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）..... 66

◎本計画における表記の統一について

本計画では、言葉の表記について、法令等に基づくものや固有名詞、事業名の一部などを除き、原則として以下の表記で統一します。

- セクシュアル・ハラスメント…セクハラ
- マタニティ・ハラスメント…マタハラ
- 配偶者暴力、ドメスティック・バイオレンス…DV

◎本計画における年号の表記について

今後、元号の変更が予定されていますが、本計画の策定時点では新元号が決まっていないため、本計画では、一部を除き、「平成31年（2019年）」のように、和暦と西暦を併記しています。



プランの策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀における最重要課題として位置づけています。市町村に対しては同法第 14 条第 3 項において、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとし、基本計画の策定を努力義務としています。

可児市では、平成 13 年（2001 年）に「可児市男女共同参画プラン 2010」を策定、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを強化するとともに、すべての市民が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる「だれもが輝く男女共同参画のまち・可児」をつくることをめざして、平成 19 年（2007 年）に『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』を制定しました。その後、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを着実に推進していくため、平成 21 年（2009 年）に市の条例に基づき「可児市男女共同参画プラン 2018」を実施してきました。

社会の現状をみると、固定的性別役割分担意識とそれに結びついた長時間労働等の働き方を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、ライフスタイルや世帯構成の変化への対応等の様々な課題が存在します。社会の活力を維持するために、企業活動、行政、地域等の現場で多様な価値観を共有し、女性の活躍を推進することが求められています。世代を超えた理解の下、それらを解決していくため、実効性のある取り組みが必要とされています。

こうした社会情勢の変化などを踏まえ、また、国が第4次男女共同参画基本計画を策定したことに伴い、その考え方及び内容を本市のプランへ反映させるため、「可児市男女共同参画プラン 2018」の計画期間終了に伴い、計画を見直し、男女共同参画社会の将来のあるべき姿を定め、新たな可児市男女共同参画プランを策定するものです。

2 国の動き

① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取り組みを受け、国は昭和 52 年（1977 年）に最初の「国内行動計画」、10 年後の昭和 62 年（1987 年）に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8 年（1996 年）に「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 17 年（2005 年）に「第 2 次男女共同参画基本計画」、平成 22 年（2010 年）に「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、様々な取り組みを進めてきました。

平成 27 年（2015 年）12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用、登用を進めることとしています。

② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和 60 年（1985 年）の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）と国籍法を整備しました。続いて、「男女雇用機会均等法」の施行、「労働基準法」の改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）などの法整備を進め、平成 11 年（1999 年）には「男女共同参画社会基本法」が成立、男女共同参画社会づくりは 21 世紀の最重要課題と位置づけられました。

また、急速な少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する必要があることから、平成 27 年（2015 年）9 月 4 日、官民一体となって支援を行っていくための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行されました。さらに、平成 30 年（2018 年）5 月 23 日に衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12 年（2000 年）に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13 年（2001 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が公布、施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、DV防止法は、平成 16 年（2004 年）、平成 19 年（2007 年）、平成 25 年（2013 年）、平成 26 年（2014 年）に一部改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実を図っています。

④ 男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス”の取り組み

これまでの働き方を見直して仕事と生活の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成 19 年（2007 年）に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。平成 22 年（2010 年）には、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、労使トップによる新たな合意が形成されています。

⑤ ジェンダーの平等の達成に向けた持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年（2015 年）、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」が掲げられました。17 の目標の 5 番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」とあります。

日本の社会進出における男女格差は、統計のとれた 149 カ国のうち 110 位と低ランクに位置づけられており、自治体や経団連などの経済界も動き出すなど SDGs は外務省の開発途上国への支援としてのみならず、国内の喫緊の課題となっています。

3 プランの位置づけ

本プランは、『男女共同参画社会基本法』第14条及び『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』第4条に基づき策定するものであり、「可児市男女共同参画プラン2018」の計画期間終了に伴い、新たに策定するものです。

また、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、可児市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

平成29年度（2017年度）に実施した男女共同参画に関する意識調査結果や「可児市男女共同参画プラン2018」の進捗状況、社会情勢等を踏まえ、施策体系や内容を精査しました。また、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等に関する法律」に定める市町村基本計画を包含しています。

4 プランの期間

本プランの期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）の5か年とします。

平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
可児市男女共同参画プラン2023				

第2章



プランのめざすもの

1 プランの基本理念

『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』に位置づけた「だれもが輝く男女共同参画のまち・可児」をめざして、男女がともに暮らしやすい社会を実現するため、6つの基本目標を掲げ、各分野にわたり様々な施策を推進します。

“だれもが輝く男女共同参画のまち・可児” をめざして

なお、可児市並びに市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者は、『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』第3条に示した8つの基本理念に基づいて、男女共同参画を推進していきます。

『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』に掲げる基本理念

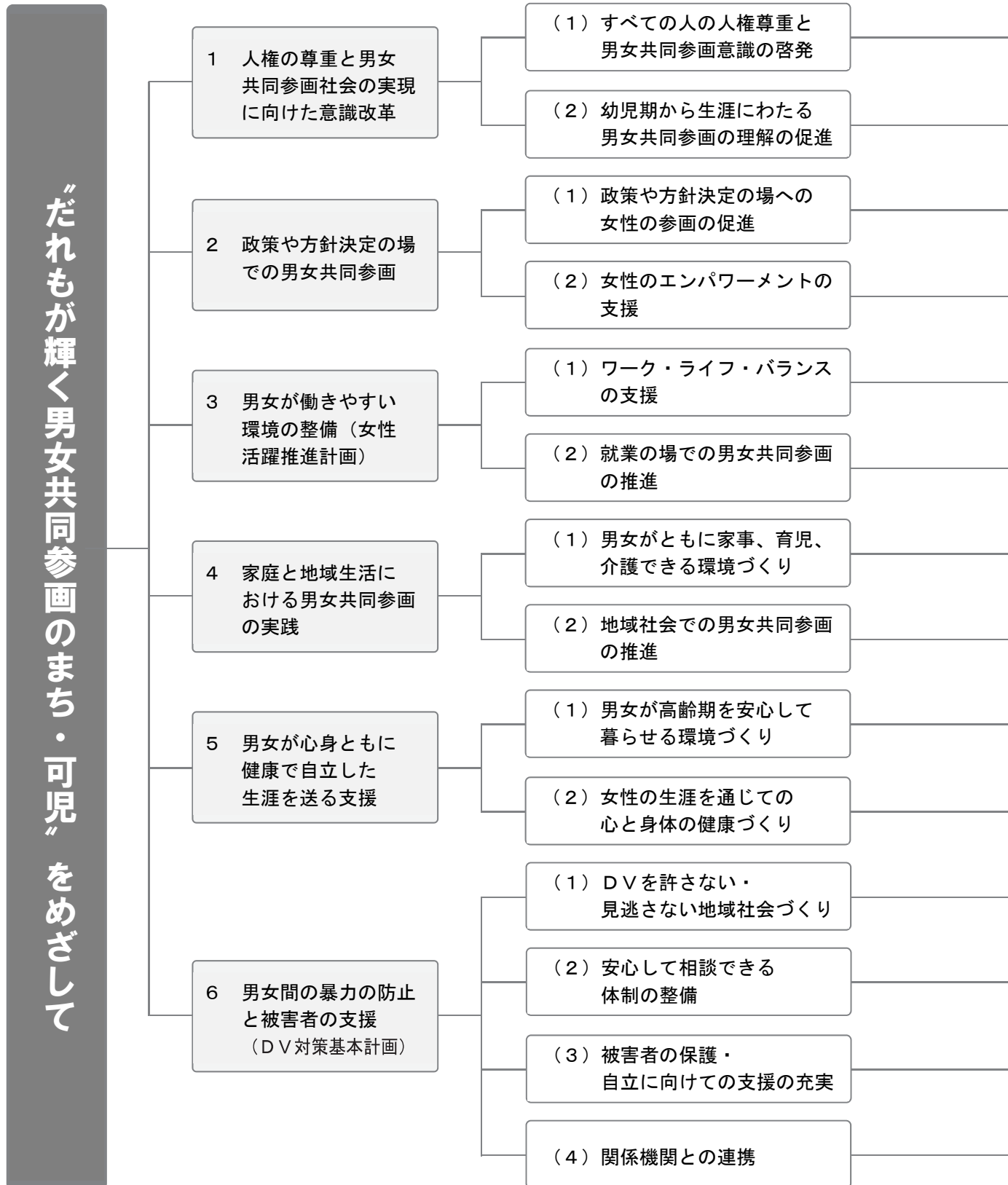
- (1) 男女は、個人として尊重され、直接的、間接的を問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、その個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行により、社会活動に制限を受けることなく、多様な生き方が自由に選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等な構成員として、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における意思決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女は、相互の協力及び社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画できること。
- (5) 家庭、学校及び社会のあらゆる教育の場において、個人の尊厳及び男女平等を基本とした教育が行われること。
- (6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、犯罪及び人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。
- (7) 男女の性別にとどまらず、性同一性障がい有する者その他のあらゆる者の人権について配慮されること。
- (8) 国際的な取組及び市内に居住する外国人への理解のもとに、男女共同参画の施策が行われること。

2 プランの体系図

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 方針 〕



〔 施策の方向 〕

- ①人権尊重の意識高揚とメディアにおける人権の尊重
- ②男女共同参画について理解する環境整備
- ③様々なハラスメントの防止と被害者への支援
- ④多文化共生社会に対応した支援
- ⑤困難な状況に置かれた人々の人権を擁護するための環境づくり（ひとり親、生活困窮者、LGBT等への理解促進）

- ①男女平等の視点に立った教育の推進と環境整備
- ②多様な生涯学習の機会の提供

- ①市政運営における女性登用の促進
- ②事業者、市民団体等における女性の参画促進

- ①女性の人材育成
- ②エンパワーメントのための情報提供

- ①ワーク・ライフ・バランスについての啓発
- ②ワーク・ライフ・バランスを推進するための情報提供
- ③男性中心型労働慣行等の変革への支援（長時間労働の是正等）

- ①企業・事業者に対する意識啓発
- ②多様な就業形態への男女共同参画の取り組み
- ③企業・事業者における男女共同参画を後押しするしくみづくり
- ④働く女性の就業継続とキャリアアップ支援

- ①男女がともに家庭生活を担う意識づくり
- ②子育て・介護支援体制の充実

- ①地域における男女共同参画の意識づくり
- ②地域における男女共同参画に向けた支援
- ③男女共同参画の視点に立った防災の推進

- ①自立して生活できる環境づくり
- ②介護サービスの充実

- ①心と身体の健康づくりに関する意識啓発と教育
- ②心と身体の健康づくりに関する支援

- ①市民等への啓発・教育の推進
- ②デートDV防止に向けた教育の推進

- ①相談体制の充実・相談窓口の周知
- ②相談員の資質の向上と二次被害の防止

- ①迅速・円滑な一時保護の実施と被害者情報の適正管理
- ②被害者の自立支援

- ①関係機関との連携

3 プランの目標指標及び目標数値

基本目標	目標指標	H25	H29	目標(H35)
全体	「男は仕事、女は家庭がよい」と考える市民の割合	13.9%	5.8%	1.0%
	社会全体で男女が平等であると感じる市民の割合	16.6%	14.9%	20.0%
1	セクハラについて「被害の経験がある」女性の割合	14.1%	17.7%	減少
	セクハラ「相談場所がわからなかった」市民の割合	10.3%	16.7%	0%
	『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』について「内容を知っている」市民の割合	2.5%	3.6%	10.0%
	男女共同参画に関する講座・講演会の延べ参加者数	135人	127人	140人
	LGBTの「内容を知っている」市民の割合	—	30.0%	60.0%
	学校教育の場で男女が平等であると感じる市民の割合	54.2%	55.3%	60.0%
	図書館における男女共同参画に関する蔵書の貸出数	1,643冊	1,673冊	2,000冊
2	審議会等における女性委員の割合	30.7%	31.0%	35.0%
	女性委員のいる審議会等の割合	75.4%	80.5%	85.0%
	市の管理職（課長職以上）における女性の割合	3.6%	6.6%	11.0%
	市の役職（係長職以上）における女性の割合	7.8%	14.9%	25.0%
	女性のみを対象に取り扱う措置（ポジティブ・アクション）について何らかの支援をしている事業所の割合	22.9%	28.4%	35.0%
	女性市民委員候補者登録制度の登録人数	35人	20人	25人
3	可児わくわくWorkプロジェクトに登録している市内の企業数	41社(H28)	61社(H29)	180社
	ワーク・ライフ・バランスについて何らかの支援をしている事業所の割合	29.9%	48.2%	70.0%
	職場において男女が平等であると感じる市民の割合	16.6%	17.3%	30.0%
	子育て世代における女性の労働力率 ★30～34歳の女性の労働力人口（就業者＋失業者）／30～34歳の女性の人口	63.1%(H22)	69.1%(H27)	80.0%
	市男性職員における配偶者の出産に伴う休暇の取得率※1	—	45.5%	100%
	市男性職員における育児参加のための休暇取得率※2	—	36.4%	100%
	男女雇用機会均等法について「内容を知っている」事業所の割合	50.5%	56.0%	60.0%

基本 目標	目標指標	H25	H29	目標 (H35)
4	家庭生活の場が男女平等であると感じる市民の割合	30.9%	28.2%	40.0%
	地域活動の場が男女平等であると感じる市民の割合	41.5%	37.9%	45.0%
5	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）について「言葉も内容も知っている」市民の割合	2.9%	3.2%	10.0%
6	DVの「内容を知っている」市民の割合	67.1%	68.7%	80.0%
	DVの「相談場所がわからなかった」市民の割合	12.2%	11.1%	0%
	何らかのDVについての「被害の経験がある」女性の割合	13.7%	12.6%	10.0%

- ※1 配偶者出産休暇：夫が妻の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付き添い等のために男性労働者に与えられる休暇制度。妻の出産等に係る場合、2日の範囲で日又は時間で取得。
- ※2 育児参加休暇：夫が妻の産前・産後休暇期間中に、出生した子や小学校就学前の子を養育するために取得できる休暇制度。妻の産休中に子又は上の子の養育のため、5日の範囲で日又は時間で取得。

【参考指標】

参考指標	H29
自治会長に女性が占める割合	3.0%
DVについての相談件数	208件



第 3 章

プランの内容

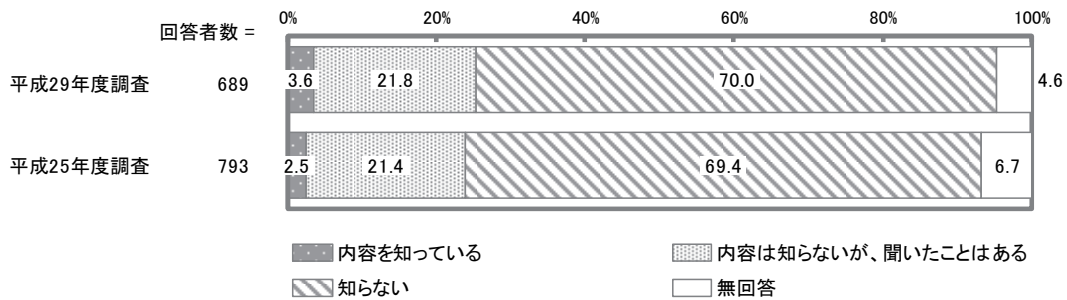
基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

現状と課題

可児市では、すべての市民が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる「だれもが輝く男女共同参画のまち・可児」をめざして、平成 19 年（2007 年）に『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』を施行しました。

条例の普及にあたっては、広報やホームページ、講座等による周知活動を進めていますが、市民意識調査によると、可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例の「内容を知っている」人の割合は 1 割未満で推移しています。

可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例について知っているか



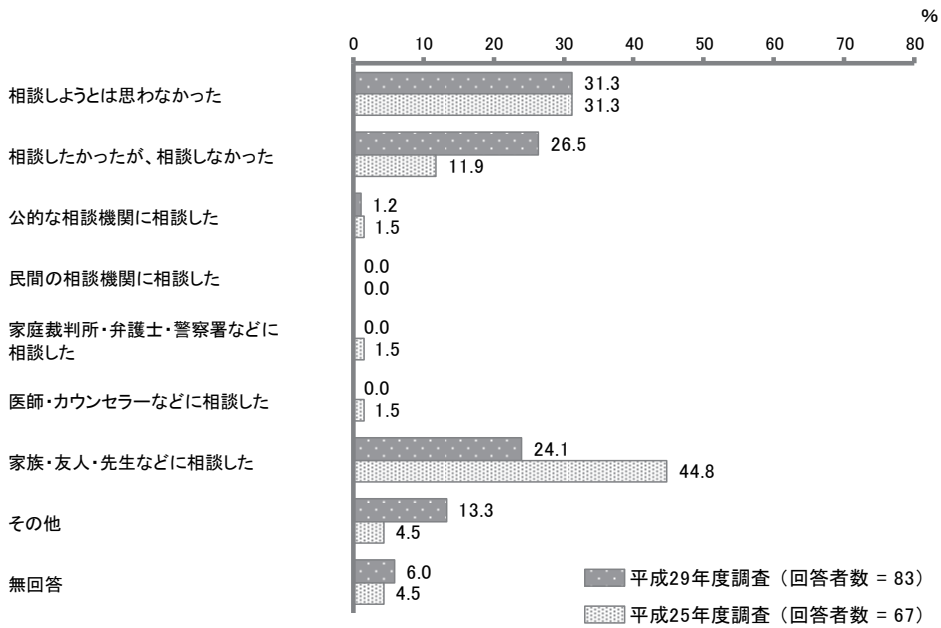
資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査

今後も引き続き、条例の周知に努めるとともに、市民の方にわかりやすく解説し、理解を促進することが必要です。

また、セクハラやDV等は、基本的人権に係る大きな問題です。近年、マタハラなども問題となっていますが、こうしたハラスメントは、加害者には罪の意識が薄いという傾向があり、周囲が気付かないうちに、被害が深刻化しやすいことが挙げられます。

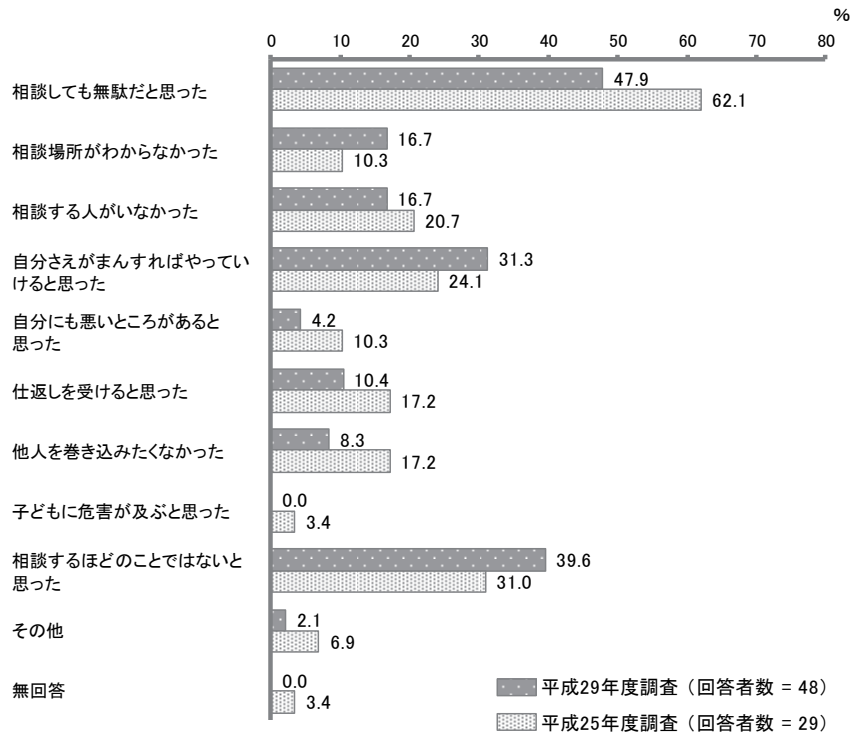
市民意識調査では、セクハラ被害・加害経験のある人で「相談したかったが、相談しなかった」人の割合が増加しており、セクハラについてだれにも相談しなかった理由として「相談しても無駄だと思った」が約5割と最も高くなっています。さらに、事業所調査では、セクハラが社内問題になったことがあるかについて、「相談があり、社内でも対応したことがある」の割合が増加しています。

セクハラ被害・加害経験のある人でだれかに打ち明けたり相談したりしたか



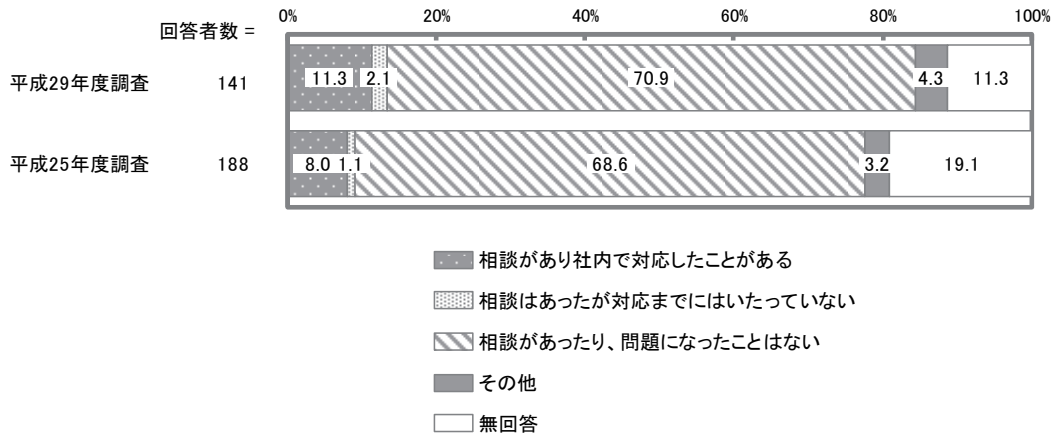
資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査

セクハラについて誰にも相談しなかった理由



資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査

セクハラが社内で問題になったことがあるか



資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査

今後も、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取り組みを推進するとともに、「職場におけるセクハラ」についても、性別による解雇・昇進差別と同じように労働者の能力発揮の妨げや大きな人権侵害にもつながっており、防止対策の徹底を図っていく必要があります。

【 参考 】

近年、女性に対し、本人の意に反してアダルトビデオへの出演を強要する問題やいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により、子どもたちが性的な被害に遭う問題など若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況にあります。こうした被害に遭わないためにも、正しい情報の提供や周知の徹底が不可欠となっています。

男女共同参画社会の形成には、一人ひとりの個性を理解し、認め合い、ともに社会を形成していくことが求められます。さらには、性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進や支援に向けた動きも全国的に広がりつつあります。

加えて、非正規雇用や単身世帯、ひとり親世帯の増加、外国籍市民の増加など、社会や経済の状況が急激に変化していく中で、貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。特に、平成28年度（2016年度）全国ひとり親世帯等調査結果の平均年間収入をみると、母子世帯の平均年間収入が父子世帯の57.9%となっており、母子世帯の貧困が問題となっています。また、支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く、多面的に支援する必要があります。

※資料として、内閣府「男女共同参画白書」を参考にしました。

(1) すべての人の人権尊重と男女共同参画意識の啓発

方向性

男女共同参画社会を実現するために、性別に関係なく、すべての人の人権が尊重され、だれもが自分らしくいきいきと暮らせるよう、男女平等についての理解や性の多様性のさらなる理解の促進に向け、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、学習機会と情報の提供を行います。

本市では、男女共同参画の視点での刊行物等の作成をするために、表現ガイドラインを作成、運用しているほか、市で取り扱う申請書の性別記載欄の変更等の配慮を実施しており、庁内が率先して男女共同参画の機運を高めるよう取り組みを進めています。

また、様々なハラスメントを防止するために意識啓発や性的少数者（性的マイノリティ）の方への正しい理解と偏見や差別の解消に向けた啓発を進めます。

さらに、関係機関と連携を図り、それぞれの課題に応じた支援を実施します。

① 人権尊重の意識高揚とメディアにおける人権の尊重

具体的施策	概要	担当課
人権尊重意識の高揚を図るための意識啓発	人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発センターを核とした広報啓発と学習機会の充実を図ります。	人づくり課
表現ガイドラインの作成と運用	刊行物等の作成にあたって、男女共同参画の視点から適切な表現を選択できるよう、表現ガイドラインの周知に努めるとともに、必要に応じて内容を見直し、活用を促進します。	人づくり課
広報紙、掲示物等に対する事前チェック	市が発行する広報紙、パンフレット、チラシや庁内に掲示するポスター等に性差別につながる表現がないかを点検し、不適切なものについては是正していきます。	広報課
公衆に表示する情報の配慮	身近な環境における不適切な性・暴力表現や、性別による固定的な役割分担を助長するような表現について、その排除に努めるとともに、有害図書等の除去に取り組みます。	人づくり課 各課
情報モラル向上のための学習機会の提供	メディアの適切な利用や主体的な判断ができる能力を養うための機会の提供に努め、保護者を通じて、子どもの情報モラル向上を促進します。	人づくり課 子育て支援課

② 男女共同参画について理解する環境整備

具体的施策	概要	担当課
男女共同参画推進週間の実施	毎年6月の男女共同参画週間に講座等を開催するとともに、関係機関との連携により様々な機会を通じて男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	人づくり課
条例の普及と基本計画の周知	『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』の内容についてわかりやすく示し、市民の理解促進を図るとともに、可児市男女共同参画基本計画の周知に努めます。	人づくり課
男女共同参画関係資料の収集・提供	男女共同参画に関する国・県・他自治体等の資料や統計等を収集し、市民へ提供します。	人づくり課
男女共同参画に関する講座の開催	講座等を開催し、男女共同参画に関する幅広い知識の浸透を図ります。また、講座内容についても、市民のニーズを反映し充実を図ります。	人づくり課
多様な媒体を通じた広報・啓発活動	広報紙やホームページ、コミュニティFM放送局、ケーブルテレビ等、様々な媒体を通じて男女共同参画の重要性及び必要性について広報・啓発を行います。	人づくり課

③ 様々なハラスメントの防止と被害者への支援

具体的施策	概要	担当課
様々なハラスメント防止のための意識啓発	学校や職場、地域における様々なハラスメントの防止に向け、パンフレット等を活用した意識啓発を行い、管理者等に対する研修等を実施します。	人づくり課 産業振興課 学校教育課
様々なハラスメントに関する相談体制の整備	学校や職場、地域に対し、様々なハラスメントに関する適切な対応を促進するよう周知を図ります。また、必要に応じて関係機関との連携のもと、相談窓口の設置や、案内を行います。	人づくり課

④ 多文化共生社会に対応した支援

具体的施策	概要	担当課
外国人市民の現状把握と多言語による情報提供・相談体制の充実	可児市多文化共生推進計画に基づき広報やその他の情報が外国人市民にも円滑に伝わるよう、多言語による情報提供や相談の実施に努めます。性別に関わらず、就労や家庭生活等に関する情報提供と相談支援を行います。	人づくり課

⑤ 困難な状況に置かれた人々の人権を擁護するための環境づくり
 (ひとり親、生活困窮者、LGBT等への理解促進)

具体的施策	概要	担当課
困難な状況の人たちへの総合的な支援	児童扶養手当や医療費の助成等による経済的支援をはじめ、各種相談や関係機関との連携協力により、自立に向けた総合的な支援に取り組めます。	こども課 福祉支援課
LGBT等への理解促進	性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進と相談支援・情報提供を行います。	人づくり課

(2) 幼児期から生涯にわたる男女共同参画の理解の促進 ―

方向性

男女共同参画意識を育むためには、幼少期からの教育が重要であるため、学校、幼稚園、保育所（園）において男女平等教育を推進するとともに、子どもたちが個性と能力を十分発揮でき、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。また、学校教育、幼児教育などの教育関係者に対する研修の充実を図ります。

さらに、家庭や地域において、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成と性別による固定的な役割分担意識を解消するため、男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

① 男女平等の視点に立った教育の推進と環境整備

具体的施策	概要	担当課
人権教育・男女平等教育の実施	保育・学校教育の場において、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力、男女共同参画に関する指導の充実を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育を推進します。	学校教育課 こども課
一人ひとりの個性を伸ばすキャリア教育の実施	子どもたちの自尊感情を育み、性別にとらわれず多様な選択ができるよう、一人ひとりの個性を大切にされたキャリア教育を実施します。	学校教育課
年齢に応じた性教育の実施	学校において、人権尊重・男女平等の視点に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた性教育を年間指導計画に位置づけ、推進します。	学校教育課
学校教育を通じたメディア・リテラシーの育成	学校教育の場において、インターネットをはじめとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を人権尊重や男女共同参画の視点から考え、理解できるよう、情報化の進展に対応したメディア・リテラシーの向上を図ります。	学校教育課
男女平等教育の視点に立った玩具、教材等の点検	学校や保育所・幼稚園で使用する教材や絵本等の図書・備品等について男女共同参画の視点から点検を行い、選定に配慮します。	学校教育課 こども課
保育・教育に関する保護者への情報提供	家庭から男女共同参画の意識づくりを進めるため、保護者に対して家庭教育に関する学習機会や情報提供の際に男女共同参画の周知を行います。	学校教育課 子育て支援課 こども課
保育士・教職員に対する啓発・研修の充実	男女共同参画を推進する教育の充実に向け、教職員や保育士への研修を行います。	学校教育課 こども課

② 多様な生涯学習の機会の提供

具体的施策	概要	担当課
男女共同参画に関する出前講座の実施	身近な地域で男女共同参画の視点にたった学習の場を提供するため、出前講座を実施します。	地域振興課 人づくり課
男女共同参画に関する図書の充実	男女共同参画に関する図書・映像資料等を収集し、市内の図書館において閲覧・貸し出しを行います。また、学校との連携や展示、団体貸し出しなどを通じ、より一層の意識啓発に努めます。	図書館
各種団体・グループ活動への支援	男女共同参画に関して活動する各種団体・グループに対し、情報提供等の活動支援を行うとともに、グループ等のつながりづくり・ネットワーク化を推進します。	人づくり課

基本目標 2 政策や方針決定の場での男女共同参画

現状と課題

男女共同参画社会を実現し、今後の少子高齢化の進行や社会の激しい変化に対応していくためには、性別に関わらず、多様な人材が方針決定の場に参画していくことが重要です。

本市における政策・方針決定の場への参画状況をみると、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在の審議会等への女性委員の参加率は 31.0%、また、平成 29 年度（2017 年度）の市の役職（係長職以上）における女性の割合は 14.9%と増加していますが、政策や方針決定の場での男女共同参画をより一層進めるために目標達成に向けた取り組みを引き続き進めることが必要です。

また、事業所調査によると、管理職等の役職の人数について、部長相当以上、課長相当、係長相当ともに女性従業員の割合は平成 25 年度調査に比べ増加しており、企業における政策や方針決定の場への女性の参画は進んでいます。

活力ある社会づくりを進めるためには、男女がともに意見を出しあい、政策・方針の決定過程の場に活かしていくことが大切です。本市における政策・方針決定の場における女性の参画は着実に進んでいることから、今後さらに、関係機関や団体と連携しながら、女性の人材を育成し、女性自身の意欲を高め、各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、積極的改善措置の実行を通じて、女性の参画しやすい状況を整えることが必要です。

(1) 政策や方針決定の場への女性の参画の促進

方向性

様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組みます。

さらに、女性の能力開発を支援し、女性の就労機会の拡大を図るとともに、企業、団体における管理職等への女性の起用にに向けた啓発、情報提供を行います。

① 市政運営における女性登用の促進

具体的施策	概要	担当課
審議会等への女性の積極的登用	女性市民委員候補者登録制度の活用を促進し、市の審議会等委員の女性比率を高めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ります。また、委員の選出にあたっては、公募制の導入や、既成の団体からの登用に限らず幅広く人材の発掘に努めます。	人づくり課 各課
政策の各分野における男女の視点の確保	性別による偏った事務分担の見直しを行い、市のあらゆる政策立案の場において、男女の視点が反映されるように努めます。	秘書課
女性職員の意識・能力向上のための研修	女性職員の管理職への意識や能力を高めるような研修を実施し、積極的な参加を促進します。	秘書課
管理職への女性の積極的登用	能力に応じた女性の管理職への登用を促進するとともに、管理職候補者の育成に努めます。また、女性職員の職域の拡大にも努めます。	秘書課

② 事業者、市民団体等における女性の参画促進

具体的施策	概要	担当課
事業者に対する女性管理職登用促進	関係機関と連携し、市内の事業者に対して、女性の管理職登用促進に関する情報提供や啓発を行います。	産業振興課
地域活動などの役員への女性登用促進	自治会等に対して、役職者への女性の登用促進に関する情報提供や啓発を行います。	地域振興課
事業者、市民団体等に対するポジティブ・アクションの情報提供	事業者や自治会等において、女性の管理職や自治会役員への登用が促進されるよう、情報提供や啓発などにより働きかけます。	人づくり課

(2) 女性のエンパワーメントの支援

方向性

様々な分野の意思決定過程に女性が参画できるよう、企業や地域等における女性の参画を促進します。

女性が自らの能力に自信を持ち、様々な分野に参画できるようにするために、女性の能力開発を支援する取り組みを推進します。また、女性自身の意欲を高め、能力を開発していくため、学習機会の充実を図ります。

さらに、女性の人材に関する情報を幅広く収集し、女性リーダーの養成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を図ります。また、女性の意欲と能力を活かし、社会の様々な分野で活動できるよう、再就職や起業をめざす女性の支援を行います。

① 女性の人材育成

具体的施策	概要	担当課
女性の能力開発のための情報・学習機会の提供	女性の能力開発や必要な技能の習得のため、関係機関との連携のもと、必要な情報や関連する学習の機会を提供します。	人づくり課
女性市民委員候補者登録制度の活用	女性市民委員候補者の人材情報を個人情報に配慮しながら収集・整理を継続し、情報提供や意見交換会等を実施します。	人づくり課

② エンパワーメントのための情報提供

具体的施策	概要	担当課
女性の就業に関する情報提供と再就職支援	関係機関との連携のもと、女性の就業に関する相談窓口等の情報提供等を行います。	産業振興課
起業に関する情報提供	起業をめざす女性に対して、関係機関との連携のもと、必要な情報や関連する学習の機会を提供します。	産業振興課

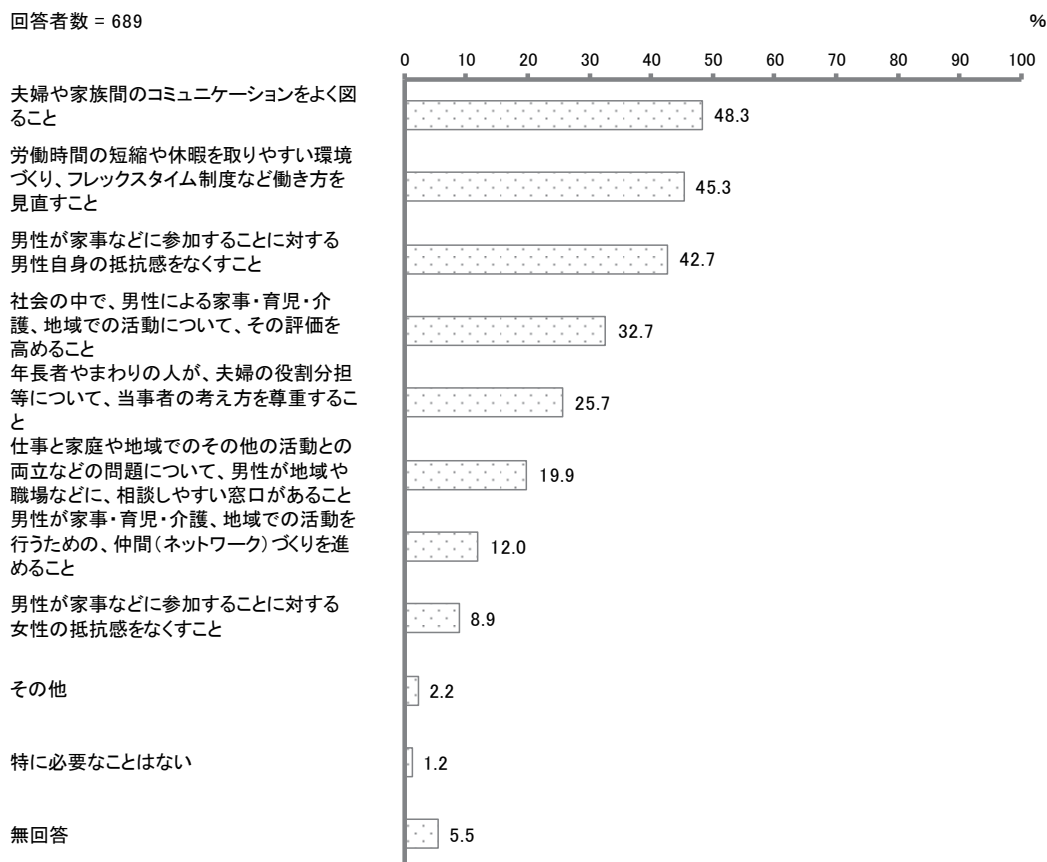
基本目標 3 男女が働きやすい環境の整備（女性活躍推進計画）

現状と課題

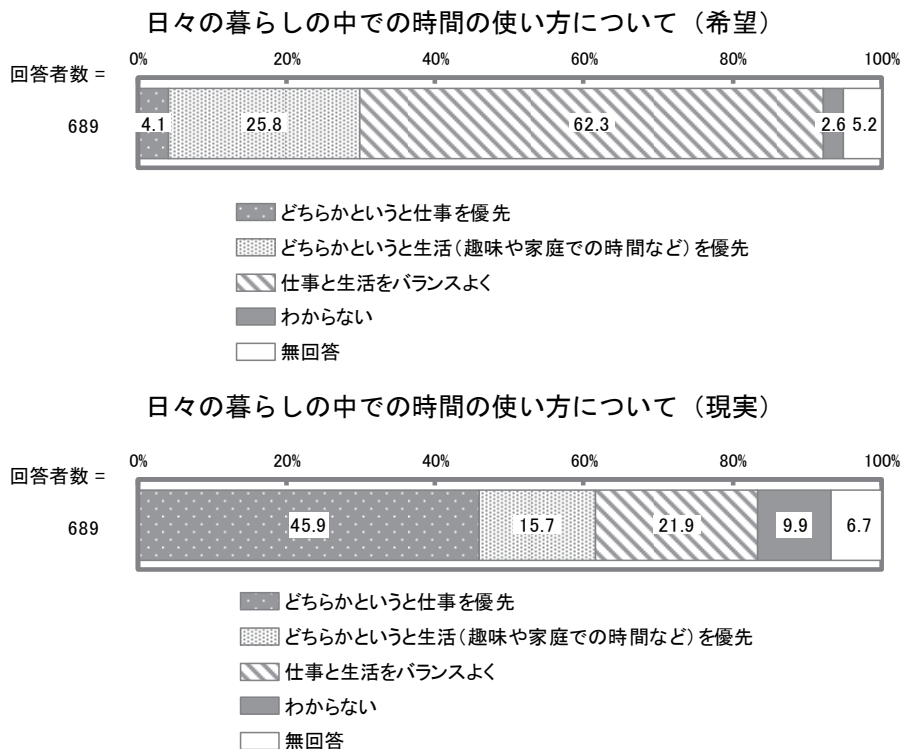
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活は、一人ひとりの健康を維持し、生涯を通じて育児、介護との両立や自己実現を可能にするなど、社会的責任を果たすとともに、家族と安心して豊かに生活していく上で重要なことです。

市民意識調査によると、男女がともに、家事、育児、介護などの家庭生活や地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして「夫婦や家族間のコミュニケーションをよく図ること」が48.3%と最も高くなっています。一方で、日々の暮らしの中での時間の使い方について、「仕事と生活をバランスよく」を希望する割合が62.3%と最も高くなっていますが、現実では「どちらかという仕事を優先」となっている人の割合が45.9%と最も高くなっており、時間の使い方について希望と現実の差が大きくなっていることが伺えます。

家事、育児、介護などの家庭生活や地域活動に積極的に参加していくために必要なこと



資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査（平成29年度調査）



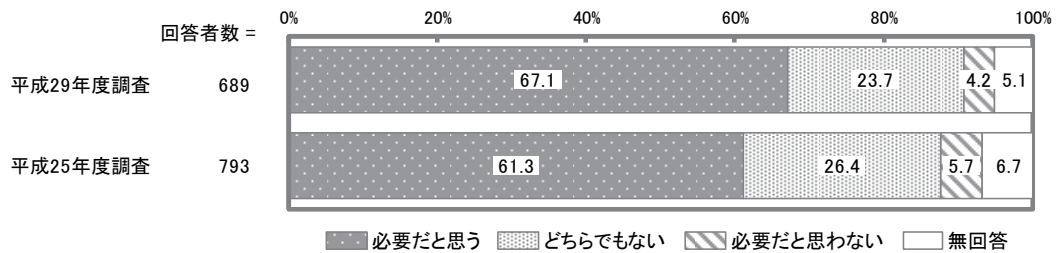
今後も、「可児市ワーク・ライフ・バランス推進セミナー（イクボスセミナー）」をはじめとした事業所への啓発活動により、働き方の見直しに焦点を当てながら、仕事との調和がとれた生活が個人や事業所にとっても有効であるという啓発を進め、育児休業制度、介護休業制度について、雇用の分野を中心に制度の普及を図るとともに、利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。

また、働く場においては、男女の均等な雇用機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を活かすことのできる就業環境の整備、充実を図ることが重要です。本市においても、女性の就業率は年々上昇しており、結婚、出産を機に退職する「M字カーブ」の底が緩やかになっていることから、今後さらなる女性の活躍が期待されています。

市民意識調査によると、男女がともに働く職場において必要なこととして「求人や採用における男女差がなくなる」「賃金や昇給における男女差がなくなる」の割合が、平成 25 年度調査に比べ増加しています。また、「女性の活躍が推進されている」と思う状態として「退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれること」が最も高くなっています。

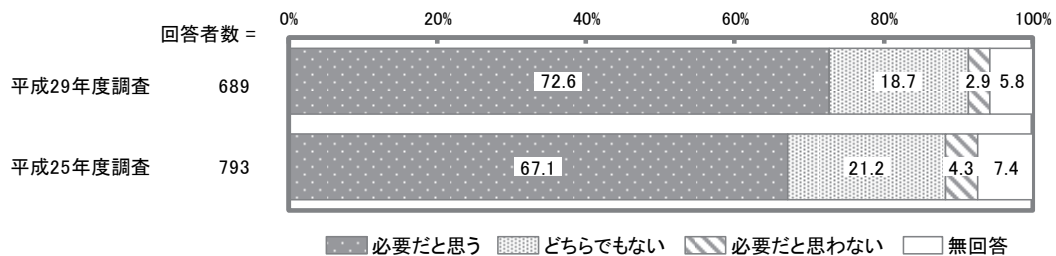
女性が結婚、出産、子育てを経験しても継続して就労し、経歴を積み重ねられるようにするために、女性のみならず、男性の育児・介護休業の取得を促進するとともに、事業者側にも、男女平等な雇用機会と待遇確保の啓発を進めることが必要です。

男女がともに働く職場において「求人や採用における男女差がなくなる」ことは必要であるか



資料：可見市男女共同参画に関する市民意識調査

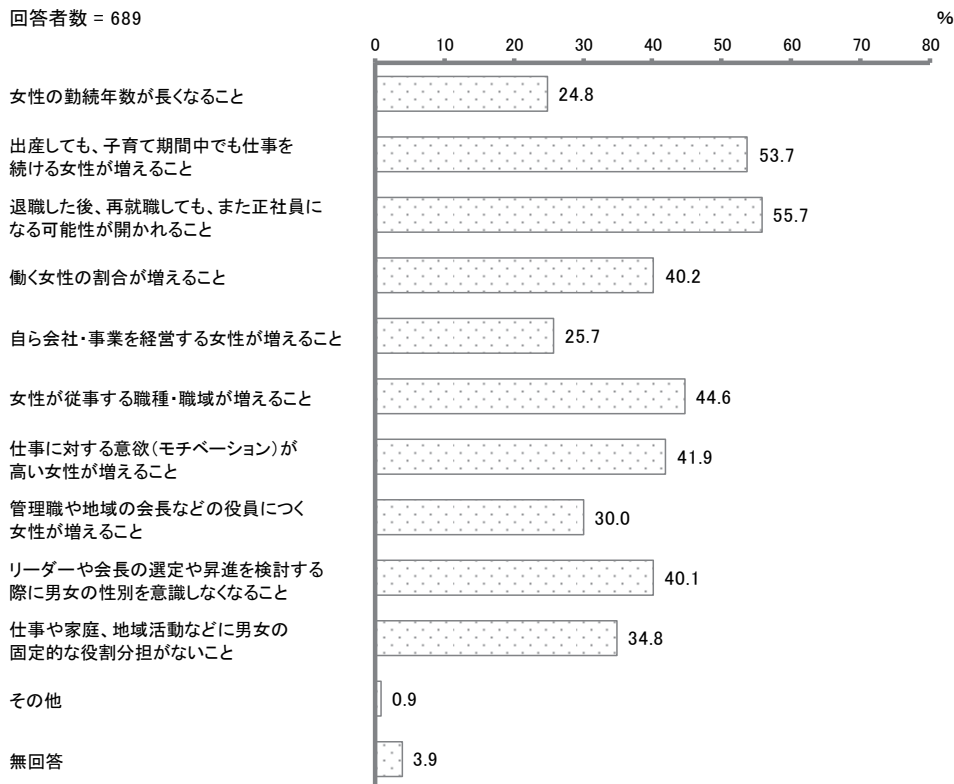
男女がともに働く職場において「賃金や昇給における男女差がなくなる」ことは必要であるか



資料：可見市男女共同参画に関する市民意識調査

「女性の活躍が推進されている」と思う状態

回答者数 = 689



資料：可見市男女共同参画に関する市民意識調査（平成29年度調査）

(1) ワーク・ライフ・バランスの支援

方向性

ワーク・ライフ・バランスを促進するため、各種講座や情報提供を通じた普及啓発を行います。

また、仕事と家庭生活の両立を図るためには、男性の家庭生活への参画の促進が不可欠であり、男性が家事、育児等に主体的に参画しやすい環境づくりを進めます。

① ワーク・ライフ・バランスについての啓発

具体的施策	概要	担当課
国・県等との連携による両立支援に関する市民への啓発	国・県等関係機関と連携し、就労と家事・育児との両立に関する法律・制度の周知を図ります。	人づくり課 産業振興課
男性に向けての意識啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、特に男性の働き方が見直されるよう、広報紙やケーブルテレビ等多様な媒体を活用しながら意識啓発を行います。	人づくり課
働き方の見直しに向けた事業者への啓発	関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について事業者働きかけ、啓発を行います。	産業振興課 人づくり課

② ワーク・ライフ・バランスを推進するための情報提供

具体的施策	概要	担当課
両立支援のための保育、介護サービスの情報提供	就労と家事・育児・介護との両立を支援するため、保育サービス・介護サービスについての情報提供を行い、適切な利用促進を図ります。	子育て支援課 介護保険課 こども課 健康増進課
多様な就業形態に関する情報提供	短時間正社員やフレックスタイム制など、生活様式に合わせた多様な就労形態について、市民、事業者に向けて情報提供を行います。	産業振興課
事業者への育児休業・介護休業制度の普及促進	男女がともに子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、事業者に向けて育児・介護休業制度の普及を図ります。	産業振興課 人づくり課
育児休業・介護休業制度の利用促進	男女がともに子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、事業者に向けて育児・介護休業制度の普及を図ります。また市民に向けて、制度の周知に努めます。	産業振興課 人づくり課
可児わくわくWorkプロジェクトの取り組み等の情報提供	市内の企業・事業者に対し、可児わくわくWorkプロジェクトの普及を図ります。また優良企業について、ホームページ等での紹介を行います。	経済政策課

③ 男性中心型労働慣行等の変革への支援（長時間労働の是正等）

具体的施策	概要	担当課
働き方への見直しに向けた事業者への支援	ワーク・ライフ・バランス推進に関するセミナーを開催し、事業者の取り組みを支援します。	産業振興課

（２）就業の場での男女共同参画の推進

方向性

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知していきます。

また、女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍に取り組む企業を評価する取り組みや企業における女性のキャリアアップ支援などを行います。

① 企業・事業者に対する意識啓発

具体的施策	概要	担当課
就業の場における実態の把握	可児わくわくWorkプロジェクトにおいて、企業ヒアリングを実施し、市内の企業等における女性の雇用と就業実態の把握に努めるとともに、啓発等に活かします。	経済政策課
女性活躍推進法等の周知	市内の企業・事業者に対し、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法等の周知を図り、職場における待遇の改善に向けた啓発を行います。また、就業の場における男女共同参画の促進に努めます。	産業振興課 人づくり課

② 多様な就業形態への男女共同参画の取り組み

具体的施策	概要	担当課
パートタイム労働法、派遣労働法等の周知	市民、事業者に対し、パートタイム労働者、派遣社員など身分が不安定な労働者の労働環境整備のため関連する法律や制度の周知に努めます。	産業振興課
自営業、農林・商工業等における男女共同参画の推進	自営業、農林・商工業等において、従事する家族が合意してともに経営にあたるように啓発します。家族経営協定については、情報提供を行うとともに、締結への支援を行います。	産業振興課

③ 企業・事業者における男女共同参画を後押しするしくみづくり

具体的施策	概要	担当課
入札参加資格審査における加点措置の実施	企業・事業者における男女共同参画に関する取り組み状況を公共事業の入札参加資格審査にあたっての考慮事項とし、加点措置を行います。	管財検査課

④ 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援

具体的施策	概要	担当課
起業に関する情報提供と支援	起業をめざす女性に対して、関係機関との連携のもと、必要な情報や関連する学習の機会を提供します。	産業振興課
可児わくわくWorkプロジェクトの取り組み等の情報提供	市民に対し、可児わくわくWorkプロジェクトBOOKを配布し、取り組みの普及を図ります。	経済政策課

基本目標 4 家庭と地域生活における男女共同参画の実践

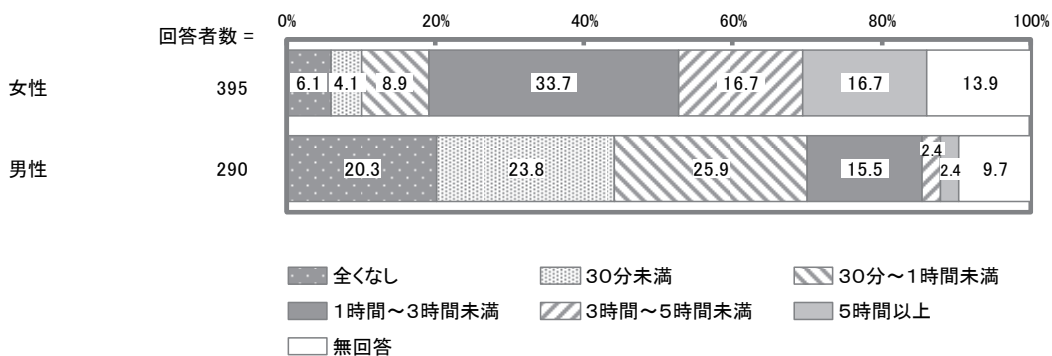
現状と課題

家庭生活は、家族一人ひとりが、家事、育児、介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。そのため、ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

市民意識調査では、平日または仕事がある日の家事、育児、介護に携わる時間について、女性で“1時間以上”の割合が67.1%となっている一方で、男性で「全くなし」の割合が20.3%となっており、家事、育児、介護の負担が女性に集中していることが伺えます。加えて、家庭生活の場においては、男性に比べ女性で“男性の方が優遇されている”と感じている割合が高くなっています。男性自身については、男性が家事、育児を行うことへのイメージとして、「男性も家事、育児を行うことは、当然である」が63.4%、「子どもにいい影響を与える」が50.7%と、家庭生活について積極的な意識が伺える一方で、実際に家事、育児等に携わっていない現状があります。

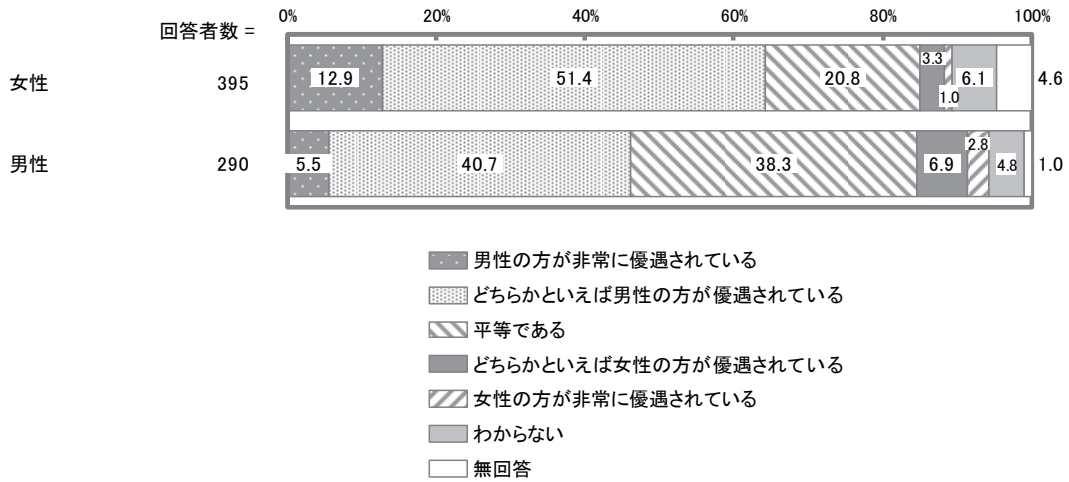
仕事が優先になりがちな男性については、労働時間の短縮や休暇取得の推進などの働き方の見直し等を通じて家庭生活へ参加しやすくする支援が重要です。

平日または仕事がある日の家事、育児、介護に携わる時間について



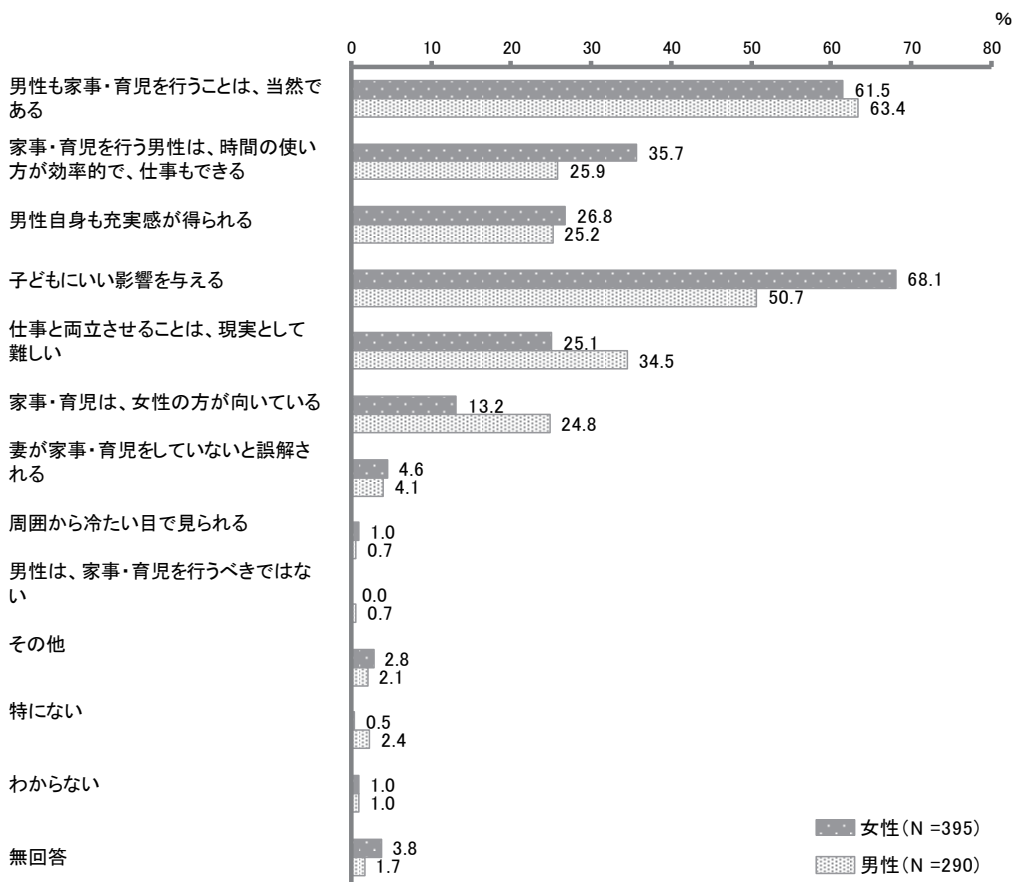
資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査（平成29年度調査）

家庭生活



資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年度調査）

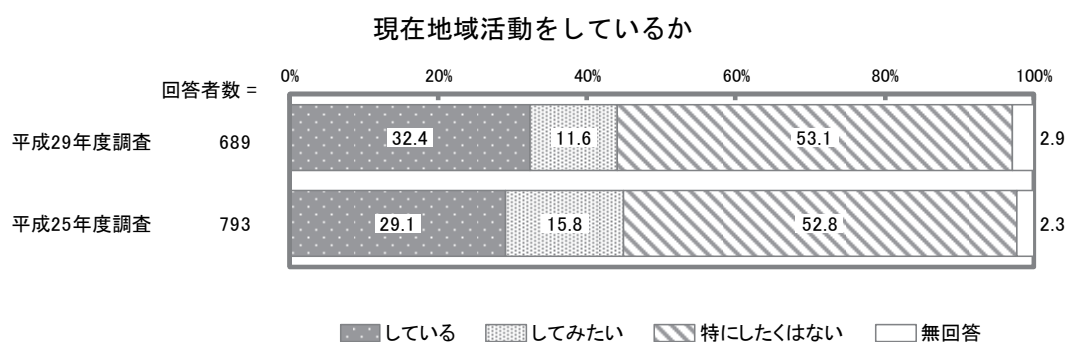
家事、育児を行うことへのイメージ



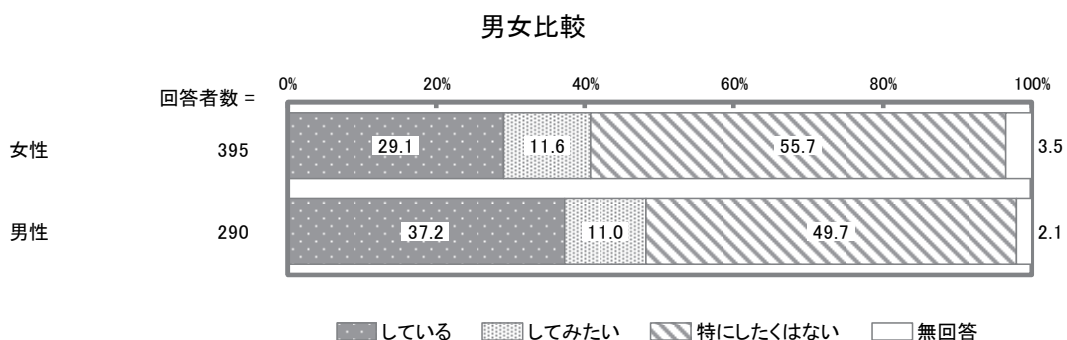
資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年度調査）

さらに、男女共同参画社会のまちづくりには、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

市民意識調査によると、現在地域活動を「している」人の割合は平成 25 年度調査に比べ増加しており、32.4%となっていますが、男性に比べ女性で参加している人の割合が低くなっています。また、地域活動をしようとする場合、障壁となっていることとして、女性で「家事、育児が忙しく、時間がない」、男性で「仕事が忙しく、時間がない」の割合が高くなっています。

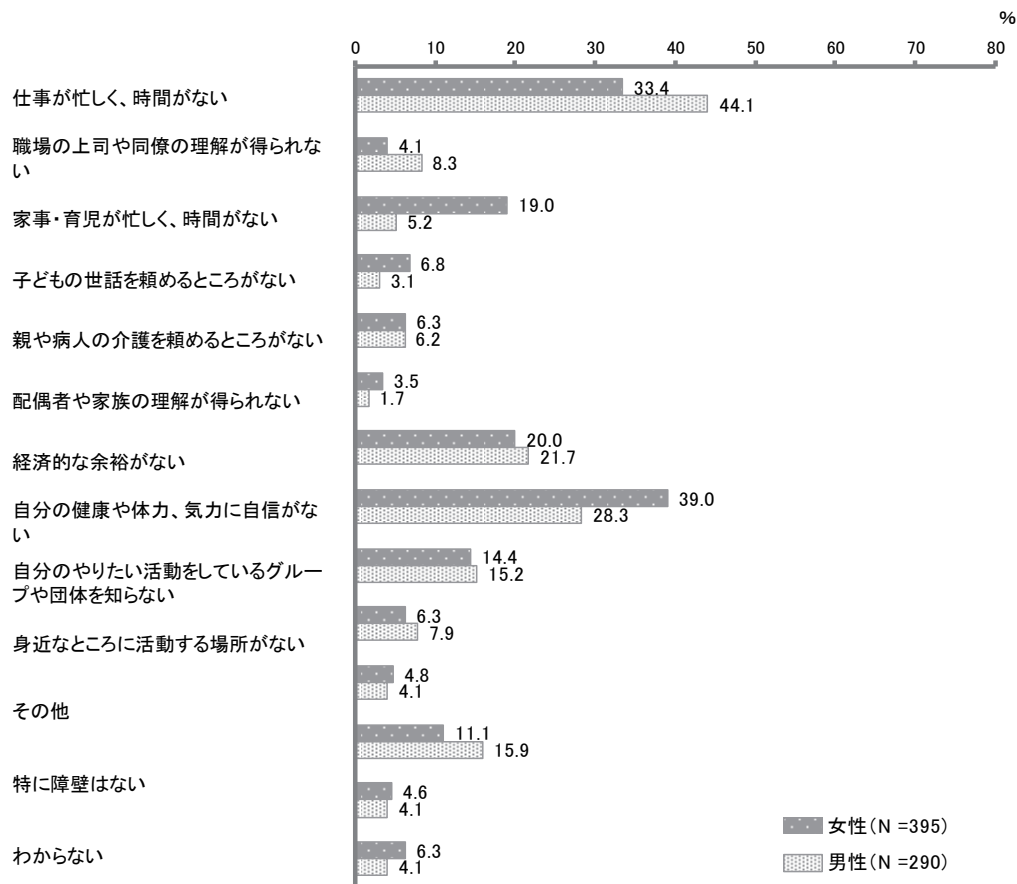


資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査



資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年度調査）

地域活動をしようとする場合、障壁となっていること



資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年度調査）

地域活動等への参画には、男女を問わず、仕事とのバランスのほか、男女がともに世代に関係なく地域活動を担うことの必要性について啓発するとともに、参画意欲を高めるために、だれもが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動などを検討していくことが必要です。

また、東日本大震災をはじめ、各地で発生している地震や水害などの自然災害により、災害に対する市民の意識が高まる中、まちづくりや防災について、女性、男性双方の視点から考えていくことも重要です。

(1) 男女がともに家事、育児、介護できる環境づくり

方向性

男女がともに家庭生活と社会の様々な分野に参画するため、多様な子育てニーズに対応できるよう、保育サービスの充実を図るとともに、子育てに関する講座等を通じて、女性だけでなく、男性の家事や子育てへの参画を促進します。

また、男女がともに家庭生活と社会の様々な分野に参画するため、子育てや介護を社会全体で担っていくための啓発や情報提供を行うとともに、子育てや介護に関する相談体制の充実を図ります。

① 男女がともに家庭生活を担う意識づくり

具体的施策	概要	担当課
男性の家庭生活への積極的参加に向けた意識啓発	男女がともに家族の一員としての責任を持ち、積極的に家庭生活での役割を担うことができるよう、男性への啓発活動や情報提供を行います。	人づくり課 子育て支援課 こども課
介護への理解と情報提供	要望に基づいて介護に関する学習機会を提供し、介護保険の周知を図るとともに各種介護サービスの情報提供を行います。	高齢福祉課 介護保険課

② 子育て・介護支援体制の充実

具体的施策	概要	担当課
多様な子育て支援サービスの充実と情報提供	保護者の就労形態や地域のニーズに応じて、保育園での低年齢児保育、延長保育、休日保育、一時保育、病児・病後児保育の特別保育の充実、また、小学校での放課後児童健全育成事業(キッズクラブ)の充実を図るとともに、情報提供を行います。	こども課
地域における子育て支援の充実	地域子育て支援センターや児童センターを、地域における子育て支援の核となるよう充実を図ります。またファミリー・サポート・センター事業の利用を促進します。	子育て支援課
ひとり親家庭への総合的な支援	児童扶養手当や医療費の助成等による経済的支援をはじめ、就労その他各種の相談や関係機関との連携協力により、総合的な支援を行います。	こども課 福祉支援課
家事や子育て、介護に関する相談体制の充実	子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、児童センター、子育てサロン、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター、民生委員児童委員、主任児童委員等における相談活動を通じ、家事や子育て、介護に関する精神的負担の軽減を図ります。	子育て支援課 こども課 健康増進課 高齢福祉課 福祉支援課

(2) 地域社会での男女共同参画の推進

方向性

地域活動をより一層活性化し、発展させるため、男女がともにその担い手となるよう、地域活動における男女共同参画の促進に取り組みます。また、地域活動における意思決定の場へ女性が参画できるよう、男女共同参画に関する情報提供や働きかけを行い、まちづくりや、地域づくり、環境保全の分野における男女共同参画を促進します。

防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、女性消防団員の活躍の機会を積極的に増やし、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

① 地域における男女共同参画の意識づくり

具体的施策	概要	担当課
地域における固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発	自治会等への情報提供や出前講座等の実施を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	地域振興課

② 地域における男女共同参画に向けた支援

具体的施策	概要	担当課
男女共同参画を促進する子育てや介護、地域の活動に関わる地域団体への支援	子育てや介護、地域の活動に関わる地域団体に対し、活動が積極的に行われるよう助成金に関する情報提供や、相談等の支援を行います。	地域振興課

③ 男女共同参画の視点に立った防災の推進

具体的施策	概要	担当課
防災活動、環境保全活動、まちづくり等の分野における男女共同参画の促進	地域活動の活性化に向け、防災活動、環境保全活動、まちづくり等の各分野において男女共同参画を進めるとともに、人材育成や情報・学習機会の提供に努めます。	防災安全課 環境課 地域振興課
女性の視点を反映した防災計画の見直し	防災会議で女性委員を登用し、地域防災計画の見直しを行います。また防災計画に基づいた各種マニュアル・手引書等作成時には男女共同参画の視点を配慮します。	防災安全課
地域の防災活動の推進	男女や年齢に関係なく、地域の防災活動への幅広い参加を呼びかけます。	防災安全課

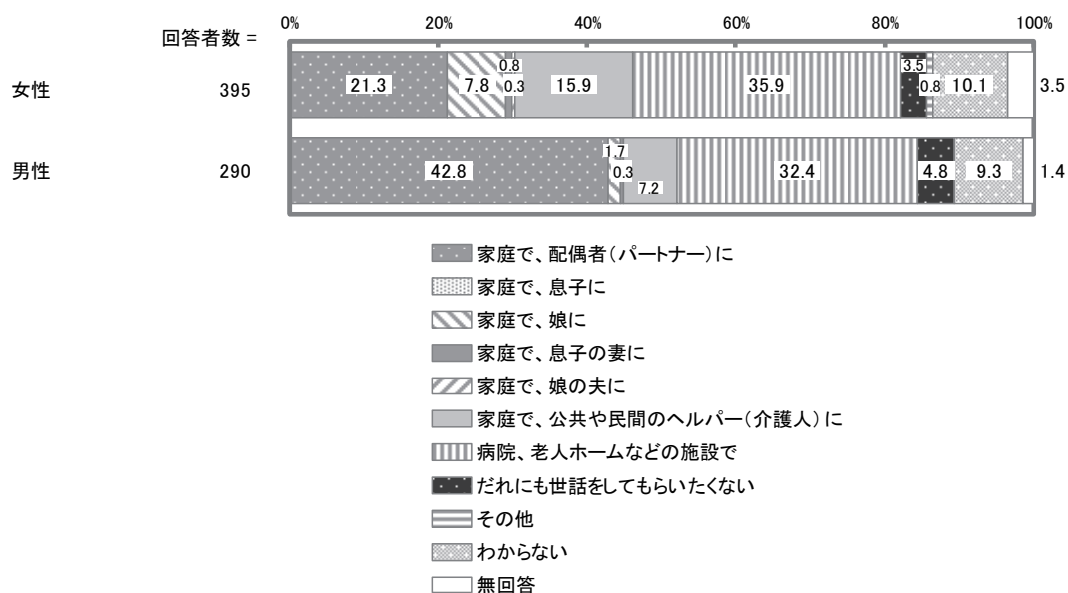
基本目標 5 男女が心身ともに健康で自立した生涯を送る支援

現状と課題

平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在の可児市の総人口は微増傾向にあり、65 歳以上の高齢者人口も増加しています。高齢化率は 26.7%と年々増加しており、本市においても少子高齢化が進行していることが伺えます。

市民意識調査によると、介護が必要な状態になった場合に、だれに世話をしてもらいたいかについて、女性では「病院、老人ホームなどの施設で」の割合が最も高くなっています。また、女性に比べ、男性で「家庭で、配偶者（パートナー）に」の割合が高くなっており、介護を女性に担ってほしいという意識があることが伺えます。介護を家庭内のみの問題とするのではなく、介護する側、介護される側の双方の満足が得られるようなサービスを社会全体で支援するような取り組みが必要です。

介護が必要な状態になった場合、主にだれに（どこで）世話をしてもらいたいか



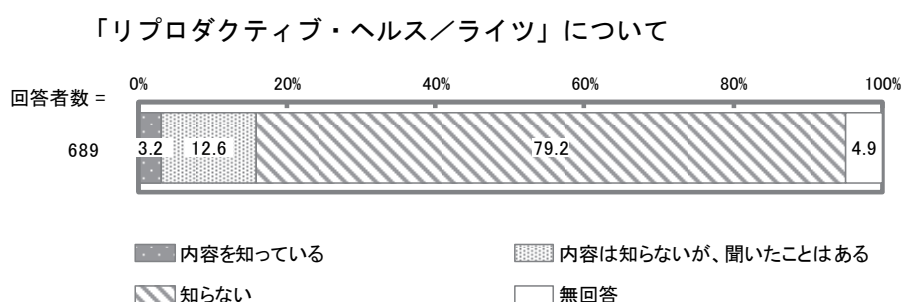
資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年度調査）

本市では、介護支援が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会づくりをめざし、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

だれもが安心して暮らせる環境を整備し、社会の一員として積極的に社会に参画し、自立した生活ができるよう男女共同参画の視点に立った社会づくり、意識づくりが必要です。

また、性差やライフステージにより、それぞれで健康上の課題があり、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るためには、性別によって異なる健康課題について男女ともに正しい知識を持ち、それぞれが心身の健康づくりに取り組むことが求められます。加えて、男女が互いの身体的性差を理解し、互いを尊重することは、男女共同参画社会の形成には不可欠です。

市民意識調査によると、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）」について、「内容を知っている」市民は1割未満となっており、男女の性差を踏まえた心身の健康維持支援や予防施策を推進することが必要です。



資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年度調査）

(1) 男女が高齢期を安心して暮らせる環境づくり

方向性

高齢期の男女が自立し、安心して暮らせるよう、健康増進や介護予防のための支援、地域における高齢者への見守り、高齢者の様々な生活に関する相談窓口の充実を図るとともに、生きがいづくり活動や世代間交流、老人クラブ活動を通して男女共同参画を促進します。

① 自立して生活できる環境づくり

具体的施策	概要	担当課
健康増進・介護予防のための支援	生涯を通じて生活機能を維持しながら自立して生活できるよう、介護予防の知識の普及と、効果的な介護予防事業の提供を行います。	高齢福祉課 健康増進課
地域における高齢者への見守り	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における自主的な支え合い活動等を支援し、相互に助け合える地域福祉活動を推進します。	高齢福祉課
高齢者の人権擁護	高齢者に対する虐待の防止や早期発見のため啓発事業の実施や、関係機関が連携し、特に女性の被害が多い現実を踏まえながら、性別に関わらず、被害者への支援を行います。	高齢福祉課 介護保険課
相談や支援体制の充実	地域包括支援センターを中心に、高齢者や介護に関する相談・支援体制の充実に努めます。また、関係機関との連携を図り、介護が必要な高齢者への介護サービスの提供を行います。	高齢福祉課
高齢者の生きがいづくりへの支援	男女がともに高齢になっても、地域社会の一員として、自らの生きがいのある人生をめざし、各種講座を活用しながら学習したり、地域活動等の社会参加することを支援します。	地域振興課 高齢福祉課

② 介護サービスの充実

具体的施策	概要	担当課
介護サービスの充実	介護の負担が女性に集中することなく、介護を担う人が社会の支えを十分に得ながら介護をできるよう、各種サービス等の充実を図ります。	介護保険課 高齢福祉課

(2) 女性の生涯を通じての心と身体の健康づくり

方向性

男女がともに生涯を通じて健康な生活を送るために、健康づくりに関する学習機会の提供や情報提供を行うとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期等の時期をとらえて、母子保健サービスをはじめ、健康診査や啓発等、健康づくりを支援します。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発とともに、心の健康づくり等、健康づくりに向けた相談体制の充実を図ります。特に女性は、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取り組みを行います。

① 心と身体の健康づくりに関する意識啓発と教育

具体的施策	概要	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の普及	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が定着するよう、機会をとらえて啓発を行います。	人づくり課 健康増進課
女性の健康をおびやかす問題に関する知識の普及と啓発	HIV/エイズ、性感染症に対する正しい知識を持ち、感染を予防することができるよう、パンフレット等による啓発や相談の充実を図ります。また、女性の健康をおびやかす病気の予防・早期発見の啓発や情報提供をおこないます。	健康増進課

② 心と身体の健康づくりに関する支援

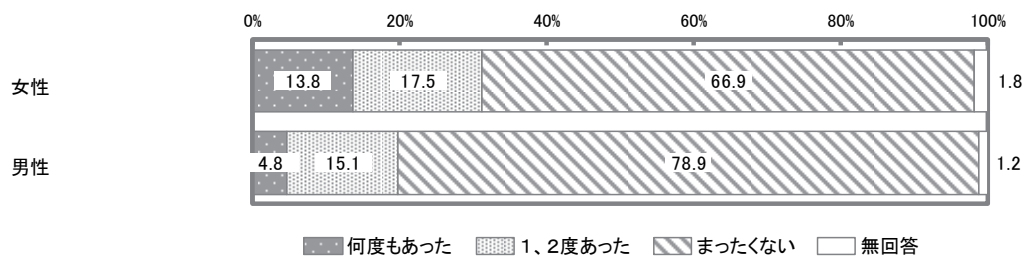
具体的施策	概要	担当課
心の健康の保持増進	ストレスなどの日常生活上の精神的不安に対し、県等との連携のもと、専門家による相談体制を整備します。	福祉支援課 健康増進課
妊娠、出産に関する保健対策・健康支援対策	安心して妊娠・出産ができるよう支援するため、健康相談、保健指導、栄養指導、歯科保健指導などの母子保健サービスを充実します。	健康増進課
女性特有のがん検診の充実	がん検診についての普及啓発や受診体制の整備により受診を促進します。	健康増進課
健康について気軽に相談できる体制づくり	ライフステージごとに必要な健康の保持、増進のための情報提供や相談体制について充実を図ります。また、更年期の健康問題など、性差に応じた相談、支援を充実します。	健康増進課
生活習慣病予防	各種健(検)診及び特定健診、特定保健指導の実施等を通じ、生活習慣病や健康障害の発生を予防します。	健康増進課

基本目標 6 男女間の暴力の防止と被害者の支援（DV対策基本計画）

現状と課題

配偶者や恋人など親密なパートナーからの暴力による被害の相談件数が全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

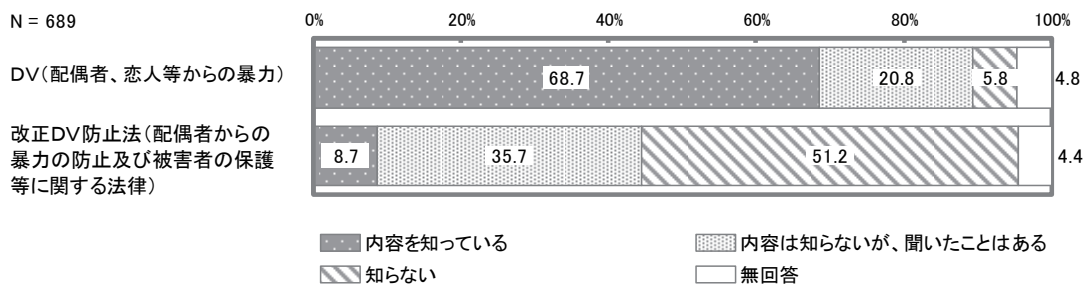
配偶者からの暴力についての被害経験



資料：厚生労働省「男女共同参画白書 平成 30 年版」

市民意識調査によると、「DV」について「内容を知っている」人は68.7%と高い一方、「改正DV防止法」については8.7%と低くなっています。

「DV」、「改正DV防止法」について



資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年度調査）

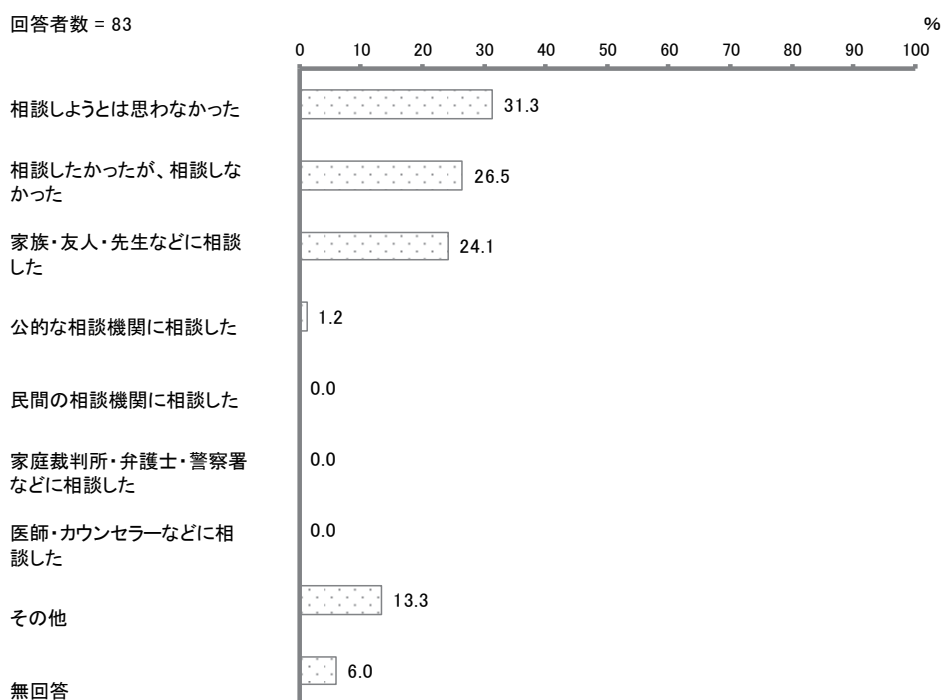
DVは、DV防止法の制定や国、県の男女共同参画基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられていることから、正しい知識の普及が今後も必要であり、「どのような暴力も絶対に許さない」という機運の醸成が求められます。

また、DVの被害・加害経験のある人で、DVについて「相談しようとは思わなかった」が31.3%、「相談したかったが、相談しなかった」が26.5%となっています。さらに、DVについてだれにも相談しなかった理由として「相談しても無駄だと思った」が47.9%、「自分さえがまんすればやっていけると思った」が31.3%、「相談する人がいなかった」が16.7%となっており、問題が表面化していない状況が伺えます。

相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。

さらに、被害からの回復のための取り組みの推進と的確な対応が必要であり、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

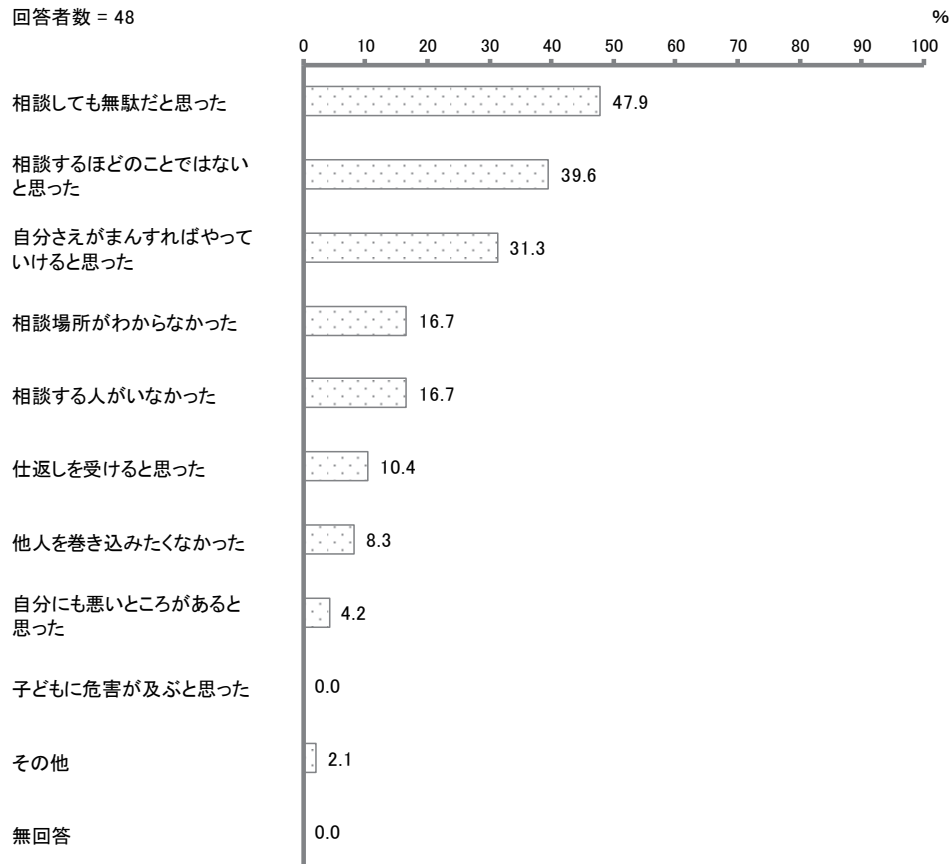
被害の経験や加害の経験について、だれかに打ち明けたり相談したりしたか



資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年度調査）

被害の経験や加害の経験について、だれ（どこ）にも相談しなかったのはなぜか

回答者数 = 48



資料：可児市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年度調査）

(1) DVを許さない・見逃さない地域社会づくり

方向性

男女間のあらゆる暴力を根絶するため、DVに関する市民等への啓発、教育を推進するとともに、デートDV等を含め若年からの啓発や教育を推進します。

① 市民等への啓発・教育の推進

具体的施策	概要	担当課
市民等への啓発・教育の推進	男女間のあらゆる暴力を防止するため広報かみやホームページ、街頭啓発、講座の開催等により、正しい知識の普及を図り、暴力は明らかな人権侵害であるとの認識や理解を広げ、社会の中で暴力を容認しない環境づくりを進めます。	こども課 人づくり課

② デートDV防止に向けた教育の推進

具体的施策	概要	担当課
デートDV防止に向けた教育の推進	教育現場と連携し、若年層に向けたデートDV講座等を開催し、デートDVについての意識啓発と予防及び防止に努めます。	人づくり課 学校教育課

(2) 安心して相談できる体制の整備

方向性

家庭内に潜在してきた配偶者等からの暴力について、DV被害者が潜在化しないよう相談窓口の設置や、その他様々な相談窓口情報、機会を提供し、安心して相談できる体制づくりを行います。

また、相談や支援に関わる相談員の資質の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

① 相談体制の充実・相談窓口の周知

具体的施策	概要	担当課
安心して相談できる体制づくり	DV被害者が潜在化しないよう相談しやすい窓口の設置や、その他様々な相談窓口情報・機会を提供し、被害者が安心して相談できる体制の充実に努めます。また、外国人被害者については、通訳によりきめ細かな相談対応に努めます。	こども課 人づくり課
相談窓口の周知	「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめ様々な機会や媒体を活用し、効果的な啓発方法を工夫して相談窓口の周知に努めます。	こども課 人づくり課

② 相談員の資質の向上と二次被害の防止

具体的施策	概要	担当課
相談員の資質の向上	各種研修会、講演会への参加や専門家による助言・指導を通じて、専門知識や技能の習得を図るとともに、実務の中で支援方針や加害者対策の検討を行い、個別事情に応じて適切に指導・助言できるよう資質向上に努めます。また、DV被害者への二次被害を防止するため、研修などを通じて被害者心理についての理解を深めます。	こども課

(3) 被害者の保護・自立に向けての支援の充実

方向性

被害者支援のための相談事業等については、民間団体や関係機関との連携強化による切れ目のない支援を進めます。

① 迅速・円滑な一時保護の実施と被害者情報の適正管理

具体的施策	概要	担当課
迅速・円滑な一時保護の実施	警察や県女性相談センター、民間機関等との連携を強化し、被害者の安全確保を最優先して迅速・円滑な一時保護を実施します。また、支援に関わる関係者間の情報共有は必要最小限の範囲にとどめ、適切に管理します。	こども課
被害者情報の適正管理	被害者の住所等が加害者に知られることのないようDV、ストーカー行為等に係る住民基本台帳の支援措置について、関係課が連携し、被害者情報の適正管理を図ります。	市民課 こども課

② 被害者の自立支援

具体的施策	概要	担当課
DV被害者の自立支援	被害者の個別状況を十分理解し、心理的ケアに努めるとともに、本人の意思を尊重した支援を行います。また、被害者が安全かつ早期に自立に向けた生活が送れるよう他自治体等との連携を図り、住宅の確保や就労支援、各種手続き支援に努めます。	こども課

(4) 関係機関との連携

方向性

DV被害者支援については、関係機関との連携強化を図るとともに、民間団体や関係機関との連携強化による切れ目のない支援を進めます。

① 関係機関との連携

具体的施策	概要	担当課
DV被害者支援に関わる関係機関との円滑な連携強化	可児市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会において、被害者支援についての協議調整を行い適切な役割分担と連携を図ります。	こども課 人づくり課
民間支援団体との連携・協働	民間支援団体と連携・協働するとともに、民間支援団体がその特性を活かして継続的に活動できるよう積極的に協力します。	こども課 人づくり課

第 **4** 章



総合的な推進体制の整備

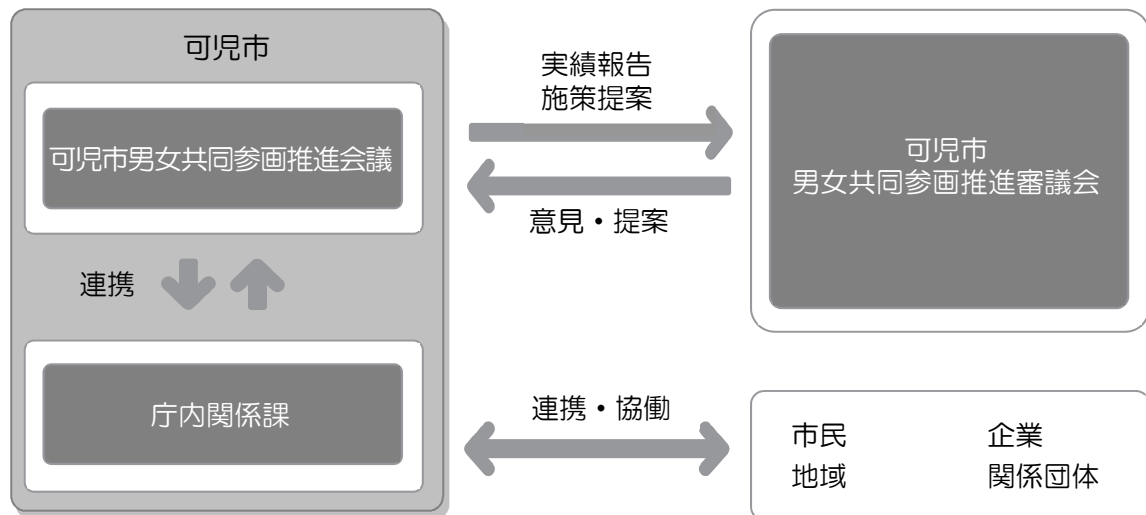
1 庁内の推進体制及び市民、事業者、市民団体との協働

プランの推進にあたっては、庁内の横断的な調整機能を持った可児市男女共同参画推進会議を中心としながら、関連課との積極的な連携体制を整え、全庁的に推進していきます。

また、『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』に基づき設置された男女共同参画推進審議会の意見を受け、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

さらに、地域の実態に応じた施策の推進を図ることができるよう、市民、事業者、市民団体、教育関係者などと連携を図りながら協力して施策に取り組みます。

【計画推進体制図】

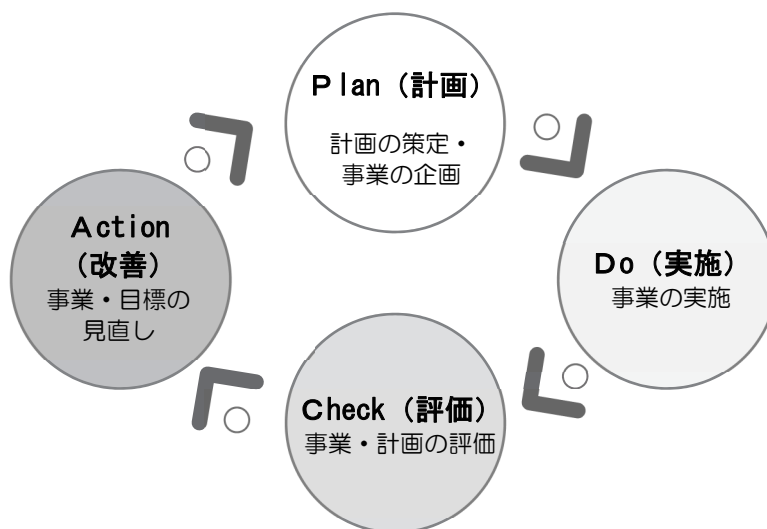


2 計画の進捗管理

計画に位置づけられる取り組みについては、担当課による事業の進捗状況と施策の効果等を検証、評価するとともに、定期的に見直し、プランの全庁的な進行管理を行います。

「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」の「PDCAサイクル」を回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

【PDCAイメージ】



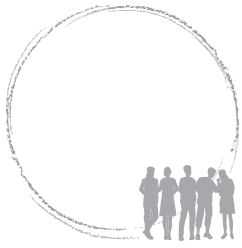
3 プランの進捗状況の点検、評価、公開

① プランの進捗状況の把握と公表

プランに基づき、年度ごとに施策の進捗状況の把握、点検を行い、プランの着実な遂行に努めます。また、プランに対する理解と着実な推進を図るため、プランの進捗状況をホームページなどで随時市民に公開していきます。

② 男女共同参画に関する意識調査の実施

男女共同参画に関する市民意識調査と児童・生徒、事業者、市職員の意識調査を定期的実施し、意識と実態の把握に努めます。



資料編

1 用語解説

ア 行

エイズ/H I V

H I V（ヒト免疫不全ウィルス）に感染してから、長い潜伏期間を経て発病するとエイズ（後天性免疫不全症候群）になる。エイズとは、生体の免疫機能が破壊されることによって起こる様々な病気の総称。主な感染経路は、血液感染、母子感染、性行為による感染などがある。

M字カーブ

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

L G B T

性的マイノリティの総称。レスビアン（身体と心の性別は女性で、性的指向も女性である人）、ゲイ（身体と心の性別は男性で、性的指向も男性である人）、バイセクシュアル（身体と心の性別を問わず、性的指向が両性である人）、トランスジェンダー（身体の性別と心の性別が一致しない人）の頭文字をとっている。

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

カ 行

ガイドライン

国や自治体、企業などが、関係者が取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したものの。

家族経営協定

経営方針や役割分担、就業条件、収益配分などについて、家族の合意のもとに取り決めを文書で行うこと。

可児わくわくWorkプロジェクト

“可児でイキイキ働きわくわく暮らす”をテーマに「働き方の見直し」、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に取り組む優良な市内企業を広くPRし、産業の振興を始め、雇用の確保、まちの活性化を目指すプロジェクトです。

キャリア教育

子どもたちが将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育活動。

グローバル化

グローバル化(GLOBALIZATION)のことで、社会的あるいは経済的な連関が、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を巻き起こす現象。

子育てサロン

子どもたちを遊ばせながら気軽におしゃべりができる親たちの情報交換の場。市内の地区センター等で、地域の主任児童委員、民生委員児童委員、地域の方々によって運営されている。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行う拠点。全ての妊産婦の状況を把握し、必要に応じて支援プランの作成や継続したつなぐ支援を行うなど利用者に寄り添ったサービスを行う。可児市では子育て健康プラザ内に設置し、発達に関する相談や家庭児童相談、いじめ相談、NPO が担う市民相談(利用者支援事業)などを実施しながら、医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、切れ目のない支援を進めている。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている例である。

サ 行

産後うつ

出産後に起こる生活環境の変化や責任の増大などにより、女性やその夫が抑うつ状態になること。主に母親が育児を担当すること、また出産を機に女性ホルモンの分泌が急激に変化することから、女性が産後うつになることが多い。

障がい者基幹相談支援センター

市が設置する地域における障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関で、総合的・専門的な相談業務を行う施設。

ジェンダー／gender

社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／GENDER)という。

児童センター・児童館

児童に健全な遊びを与え、その遊びを通じて、体力増進と情操を豊かにすることを目的とした施設。

障がい者生活支援センター

障がいのある方が、地域の中で、安心して暮らせるよう、自立や社会参加の促進を支援する機関。運営は可児市社会福祉協議会。

女性活躍推進法

平成 27 年（2015 年）8 月に成立し、同年 9 月 4 日に施行された。10 年間の時限立法となっている。

同法により、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から、従業員 301 人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は女性の活躍推進に向けた行動計画の策定と公表が義務付けられ、同様のことが 300 人以下の企業にも努力義務として課された。

女性市民委員候補者登録制度

政策や方針の決定にあたり、広く女性市民の意見を反映させることを目的に、女性市民委員候補者として登録をし、市の審議会等の委員の就任へつなげる制度。

ストーカー行為

恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者、親族などにつきまとい等の行為を繰り返すことをいう。ストーカー事件の多発を受け、平成 12 年（2000 年）「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行された。

性的指向

恋愛、性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛、性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。一方、生物学的な性別（からだの性）と自己意識（心の性）の不一致により違和感を覚えることは「性別違和」という。

性的マイノリティ

「性的指向」、「性別違和」などに関する当事者の総称で、同性愛者、バイセクシュアル（恋愛、性的指向が男女両方に向かう人や、相手の性別にこだわらない人）、トランスジェンダー（性同一性障がいなど心と体の性が一致しない人）、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明確な人）などの人々のことをいう。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、又はその相手に不利益を与える行為をいう。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。

※「セクハラ防止」のように他の語と組み合わせられている場合はセクハラと表記しています。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

Facebook、LINE、ツイッター等の人と人とのつながりを促進、サポートするコミュニティ型のWeb サイトのこと。

タ 行

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

多文化共生センター「フレビア」

外国人をはじめとして多様な文化を背景に持つ市民の交流を促進し、文化や習慣等の相互理解を深め、ともに安心して生きられる地域社会の形成に資するため、平成20年（2008年）4月に開館した。「情報提供」「日本語の学習支援」「外国人の相談」「交流の場の提供」を4つの機能の柱として、多文化共生を進めている。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会のこと。

（可児市）男女共同参画推進審議会

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため設置し、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する組織のこと。

男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行をいいます。

地域子育て支援センター

子育て家庭等に対し、育児不安などについての相談、指導を行う場。可児市内では、4か所の保育園に設置されている。

地域包括支援センター

地域における総合相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。可児市内には、6か所設置されている。

デートDV

結婚していない恋人の間で起こる身体、言葉、態度による暴力。

ドメスティック・バイオレンス（配偶者暴力、DV）

配偶者、恋人その他の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力行為。

トラフィッキング（人身取引）

国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。

ナ 行

二次被害

DV被害者と直接接する支援者等が、被害者への理解が不十分なため、不適切な対応をし、被害者にさらなる被害が生じること。

ハ 行

パブリック・コメント

行政が施策などについて意思決定を行う前に、広く市民からの意見を集め意思決定に反映させることを目的とした制度。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

職権などの力を背景として本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりすること。

ファミリー・サポート・センター

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う事業。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児、介護とが両立できるような制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業。

フレックスタイム制

一定期間に一定時間数労働することを条件として、1日の労働を自由に開始、終了できる制度。労使協定の締結が必要となるが、労働者は生活と仕事の調和を図って効率よく働くことができたり、生産性の向上が図られたりするなどの利点がある。

放課後児童健全育成事業（キッズクラブ）

厚生労働省が管轄する事業で、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

ポジティブ・アクション

積極的な差別解消政策。不平等な待遇を受けてきた人種的・社会的少数派に対し、教育や雇用の機会を一定の比率で優先的に取り扱うなどの方策をとれることによって、実質的な機会均等の実現を目的とした暫定的な特別処置。

マ 行

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠、出産、育休などを理由とする、解雇、雇い止め、降格などの不利益な取扱いを行うこと。

メディア・リテラシー

リテラシーとは読み書き能力のことであり、メディア・リテラシーとはメディアを「正しく」読み、それを批判し、それを踏まえて自ら発信する能力のこと。

ヤ 行

要援護者

民生委員児童委員が行う見守り活動の中で、見守りが必要な人に対する福祉サービスの情報提供、地域で支える福祉ネットワークづくりや救援等に活かすことを目的に実態調査（要援護者調査）を実施して把握する「在宅で生活している見守りが必要と思われる人等のこと」。

（可児市）要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会

児童虐待の早期発見や適切な保護を図るため、福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護等の関係機関で構成し、情報や考え方の共有を図り、支援や施策の方向性を検討し、適切な連携の下で組織的・専門的な対応を図っていくことを目的に設置している協議会のこと。

なお、児童虐待とDVは関連する事案も多く、総合的な援助方針を検討する必要性があるため、可児市では要保護児童対策に加えDV防止対策も包括した協議会としている。

ラ 行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する女性の健康／権利）

平成6年（1994年）のカイロの国連会議（国際人口、開発会議）で国際的承認を得た考え方。主として妊娠、出産に限られがちだった従来の「女性の健康」を、月経、避妊、中絶、不妊、子育て、更年期障害、性感染症などの面からとらえ、女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することをめざそうとするもの。いつ、何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、安全な出産調整、子どもが健康に生まれ育つこと、また、これらに関連して思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題が含まれる。このようなリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利がリプロダクティブ・ライツであり、基本的人権としての確立が必要とされる。

ワ 行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

性別、年齢に関係なくだれもが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

2 計画策定の経過

年月日		検討内容
平成 30 年	1月から2月	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する市民意識調査 男女共同参画に関する事業所調査
	5月14日	第1回可児市男女共同参画推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)第三次可児市男女共同参画プラン」策定について諮問 次期プランについて
	7月17日	第2回可児市男女共同参画推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> 「可児市男女共同参画プラン2018後期計画」進捗状況報告について プランの体系案について
	9月19日 ・20日	担当課(専門部会)ヒアリング
	9月28日	第3回可児市男女共同参画推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> 可児市男女共同参画プラン2023(案)について
	10月10日	男女共同参画推進会議幹事会
	10月17日	男女共同参画推進会議
	11月16日	第4回可児市男女共同参画推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> 可児市男女共同参画プラン2023(案)について
平成 31 年	1月4日から 1月24日	パブリック・コメントの実施
	2月14日	第5回可児市男女共同参画推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメント実施結果について 可児市男女共同参画プラン2023(案)について
	2月28日	可児市男女共同参画プラン2023(案)市長へ答申

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共
同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野
における活動に参画する機会が確保され、もって男女
が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享
受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を
形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女の
いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するこ
とをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重
されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに
かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中
立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共
同して参画する機会が確保されることを旨として、行
われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家族
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動
以外の活動を行うことができるようにすることを旨とし
て、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ
なければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」
という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進
に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を
総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施
策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じ
た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社
会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男
女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければ
ならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措
置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の
形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成
の促進に関する施策についての報告を提出しなければ
ならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれ

の法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
- 女性の活躍に関する情報の公表
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

5 改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の概要

改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の概要

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備する

1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。
- 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
- 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
- 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。

2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、
 - ①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、
 - ②子が1歳6ヶ月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者とし取得要件を緩和する。
- 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものについては育児休業制度等の対象に追加する。

3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

【施行期日】平成29年1月1日

6 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

1 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2 基本原則（第2条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

基本原則にのっとり

3 責務等（第3条及び第4条）

国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等（第5条）、啓発活動（第6条）、環境の整備（第7条）、人材の育成等（第8条）

5 法制上の措置等（第9条）

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

※ 平成30年5月23日公布・施行

7 可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例

(平成19年6月13日条例第23号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 権利侵害の禁止等(第9条・第10条)

第3章 基本的施策(第11条—第22条)

第4章 男女共同参画推進審議会(第23条)

第5章 その他(第24条)

附則

私たちは皆、個人の尊厳と法のもとでの平等を日本国憲法において保障されています。私たちのまち可児市では、国における「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准や男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」の制定という動きのなかで、男女共同参画への取組を進めてきました。

しかしながら、今なお男女の役割を固定的に捉える意識や社会慣行が根深く残っており、真の男女平等の達成には、まだ多くの課題が残されています。

私たちは、国内外の様々な場所で生まれ育った人たちが可児市民として暮らす中で、お互いの多様な生き方を認め合い、男女が対等な立場で人権を尊重し、共に責任を担い、利益も分かち合う男女共同参画社会の実現を急がなければなりません。

ここに、私たちは、すべての市民が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる「だれもが輝く男女共同参画のまち・可児」をつくることを目指して、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者(以下「市民等」という。)の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 男女共同参画 男女が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の

あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。

(2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいいます。

(3) 市民が関わる各種団体 市民が市内において主体的に地域活動を行う団体をいいます。

(4) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人をいいます。

(5) 教育関係者 市内においてあらゆる教育又は保育に携わる者をいいます。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為をいいます。

(7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、又はその相手に不利益を与える行為をいいます。

(8) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動において男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 市及び市民等は、次の各号に掲げる基本理念に基づいて、男女共同参画を推進します。

(1) 男女は、個人として尊重され、直接的、間接的を問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、その個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 男女は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行により、社会活動に制限を受けることなく、多様な生き方が自由に選択できるよう配慮されること。

(3) 男女は、社会の対等な構成員として、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における意思決定に参画する機会が確保されること。

(4) 男女は、相互の協力及び社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画できる

こと。

(5) 家庭、学校及び社会のあらゆる教育の場において、個人の尊厳及び男女平等を基本とした教育が行われること。

(6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、犯罪及び人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。

(7) 男女の性別にとどまらず、性同一性障がい等を有する者その他のあらゆる者の人権について配慮されること。

(8) 国際的な取組及び市内に居住する外国人への理解のもとに、男女共同参画の施策が行われること。
(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する基本計画を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、推進体制の整備及び必要な財政上の措置を講じなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたり、国、他の地方公共団体及び市民等と連携を図らなければなりません。

4 市は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画の推進に関する施策を理解し、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

(市民が関わる各種団体の責務)

第6条 市民が関わる各種団体は、その団体活動において、男女が平等に参画する機会を確保し、男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民が関わる各種団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女が職場における活動と家庭、地域、学校等における活動とを両立できる職場環境づくりに努めるものとします。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うように努めるものとします。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

第2章 権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 市民等は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) ドメスティック・バイオレンス

(3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第10条 市民等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、暴力的行為並びに性的いやがらせを助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければなりません。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、第4条第1項に規定する基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、第23条に規定する可児市男女共同参画推進審議会に諮問しなければなりません。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表しなければなりません。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、政策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講じるよう努めなければなりません。

2 市は、あらゆる分野の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないように市民等と協力し、改善に努めなければなりません。

(年次報告)

第13条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

(調査研究及び広報啓発活動)

第14条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究及び情報の収集を行わなければなりません。

2 市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、積極的に広報啓発活動を行わなければなりません。

(労働の分野における共同参画の推進)

第15条 市は、労働の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に必要な情報の提供その他の支援に努めなければなりません。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に男女共同参画の推進に関する取組の状況についての報告

を求めるとともに、助言を行うものとします。

(家庭生活と職業生活等との両立支援)

第16条 市は、男女が相互に協力し、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動とを両立できるよう、必要な支援を行うよう努めなければなりません。

(教育及び学習の支援)

第17条 市は、家庭、学校及び社会のあらゆる教育の場において、男女共同参画について関心と理解が深まるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講じよう努めなければなりません。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止及び被害を受けた者への支援)

第18条 市は、第9条に掲げる行為の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、関係機関と連携し、適切な支援を行わなければなりません。

(生涯にわたる健康に対する支援)

第19条 市は、男女が互いの性についての理解を深め、特に妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活ができるよう情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければなりません。

(男女共同参画推進週間)

第20条 市は、市民等が、男女共同参画に関心を持ち、理解を深めるため、毎年6月に男女共同参画推進週間を設けます。

(活動拠点)

第21条 市は、市民等の男女共同参画の推進に関する活動拠点の整備に努めるものとします。

(苦情等への対応)

第22条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進を阻害する行為についての苦情又は意見(以下「苦情等」という。)を受け付け、関係機関と連携を図り、適切な措置を講じなければなりません。

2 市長は、前項の規定による苦情等に対応するため必要があると認めるときは、次条に規定する可児市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、第1項の措置を講じた結果について、可児市男女共同参画推進審議会へ報告しなければなりません。

第4章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会の設置)

第23条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、可児市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置きます。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査、審議及び答申するものとします。

(1) 基本計画の策定及び変更並びにその進捗状況に関すること。

(2) 苦情等への対応に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項に関すること。

3 審議会は、男女共同参画に関する事項について市長に意見を述べるすることができます。

4 審議会は、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する委員12人以内で組織します。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数が4人以下であってはならないこととします。

5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 その他

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附則

この条例は、平成19年7月1日から施行します。

8 可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例施行規則

(平成 19 年 6 月 29 日規則第 25 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例（平成 19 年可児市条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(苦情等の申出)

第3条 条例第 22 条第 1 項の苦情等の申出をしようとするもの（以下「申出人」という。）は、苦情等申出書（別記様式。以下「申出書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、申出書の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申し出ることができる。

(関係機関との連携)

第4条 市長は、次のいずれかに該当する事項に係る苦情等については、条例第 22 条第 1 項に規定する措置を行うにあたっては、関係機関との連絡調整を緊密に図らなければならない。

- (1) 裁判所において係争中の事項及び判決等のあった事項
 - (2) 行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項及び審査請求に対する裁決等のあった事項
 - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）その他法令の規定により対応すべき事項
 - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事項
 - (5) 監査委員に住民監査請求を行っている事項
- (結果等の通知)

第5条 市長は、苦情等の申出に係る措置を講じた結果について、当該申出人に対し書面により通知する。

(審議会)

第6条 条例第 23 条第 1 項に規定する審議会に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議の招集は、市長が行う。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、人づくり課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 32 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 16 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 17 号）抄

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

9 男女共同参画推進審議会委員名簿

	氏 名	所属団体・勤務先	備 考
1	稲垣 守浩	市民委員	
2	岩田 武	可児市PTA連合会（南帷子小学校PTA会長）	
3	大池 かおり	弁護士	
4	片桐 厚司	商工会議所 専務理事	副会長
5	片桐 妙子	NPO 法人手をつなぐ女たちの会 理事長	
6	後藤 いつき	市民委員	
7	澤村 祐子	可児市民生児童委員連絡協議会	
8	玉置 良子	P ³ （ピーキューブ）可児（市民団体）	
9	中島 美幸	愛知淑徳大学 講師 元可児市男女共同参画推進条例策定委員会委員長	会長
10	長谷川 彰	可児市自治連絡協議会（土田自治連合会長）	
11	山田 博司	可児市人権擁護委員	
12	吉岡 誠	可児市小中学校校長会（旭小学校長）	

10 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世界	日 本	岐 阜 県	可 児 市
昭和 54 年 (1979 年)	・「女子差別撤廃条約」採択			
昭和 60 年 (1985 年)		・「男女雇用機会均等法」 公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		
平成 5 年 (1993 年)	・第 48 回国連総会にて、 「女性に対する暴力の 撤廃に関する宣言」採択			
平成 6 年 (1994 年)		・総理府に「男女共同参画 室」及び「男女共同参画 審議会」設置		
平成 7 年 (1995 年)	・第 4 回世界女性会議（北 京）にて、「北京宣言」 及び「行動綱領」採択			
平成 8 年 (1996 年)		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
平成 9 年 (1997 年)		・「男女雇用機会均等法」 一部改正		
平成 10 年 (1998 年)				・「可児市男女平等社会の 推進に関する市民意識 調査」実施
平成 11 年 (1999 年)	・ESCAP ハイレベル政 府会議（バンコク）開催	・「男女共同参画社会基本 法」施行	・「ぎふ男女共同参画プ ラン」策定	・「可児市男女共同参画推 進会議」設置 ・「可児市男女共同参画懇 話会」設置
平成 12 年 (2000 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨ ーク) 開催、「政治宣言」 及び「成果文書」採択	・「男女共同参画基本計 画」策定 ・「ストーカー規制法」施 行		・「可児市男女共同参画プ ラン策定委員会」設置
平成 13 年 (2001 年)		・「DV防止法」施行		・「可児市男女共同参画プ ラン 2010」策定
平成 15 年 (2003 年)		・「次世代育成支援対策推 進法」施行	・「岐阜県男女が平等に人 として尊重される男女 共同参画社会づくり条 例」施行	・「男女共同参画サロン」 開設
平成 16 年 (2004 年)		・「DV防止法」一部改正	・「男女共同参画計画」策定	
平成 17 年 (2005 年)	・国連婦人の地位委員会 「北京+10」(ニューヨ ーク) 開催	・「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」策定		・「可児市男女共同参画推 進条例策定委員会」設置
平成 18 年 (2006 年)		・「男女雇用機会均等法」 一部改正	・「岐阜県配偶者からの暴 力の防止及び被害者の 保護に関する基本計画」 策定	
平成 19 年 (2007 年)		・「DV防止法」一部改正 ・「男女雇用機会均等対策 基本方針」策定 ・「仕事と生活の調和（ワ ーク・ライフ・バランス） 憲章」及び「仕事と生活 の調和推進のための行 動指針」策定		・「可児市だれもが輝く男 女共同参画社会づくり 条例」施行 ・「可児市男女共同参画推 進審議会」設置 ・「可児市男女共同参画に 関する市民意識調査」実 施

年	世界	日本	岐阜県	可児市
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正DV防止法」施行 「女性の参画加速プログラム」決定 		
平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第 53 回国連婦人の地位委員会にて「女性、女兒とHIV/AIDS」など採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」策定 「DV防止基本計画（第2次）」策定 	「可児市男女共同参画プラン 2018」策定
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改正 「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 「可児市女子と男子に関するアンケート調査」実施
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足 			<ul style="list-style-type: none"> 「可児市男女共同参画意識啓発副読本」作成 女性市委員候補者登録制度開始
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第 56 回国連婦人の地位委員会にて「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 		
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「ストーカー規制法改正法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> 「可児市男女共同参画に関する市民意識調査実施 「可児市男女共同参画に関する事業所調査」実施 「可児市男女共同参画に関する職員意識調査」実施
平成 26 年 (2014 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正DV防止法一部改正法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」策定 「DV防止基本計画（第3次）」策定 	「可児市男女共同参画プラン 2018」後期計画策定
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連サミットにて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）」が採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」10 年延長 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定 		
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> G7 伊勢志摩サミットにて「女性の能力開花のためのG7行動指針」の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 「第1回 働き方改革実現会議」開催 		
平成 29 年 (2017 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正男女雇用機会均等法」施行 「改正育児・介護休業法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> 「可児市男女共同参画に関する市民意識調査実施 「可児市男女共同参画に関する事業所調査」実施
平成 30 年 (2018 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「LGBT専門相談」の解説 	
平成 31 年 (2019 年)			<ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」策定 「DV防止基本計画（第4次）」策定 	「可児市男女共同参画プラン 2023」策定

可児市男女共同参画プラン 2023
～だれもが輝く可児未来図～

平成 31 年（2019 年）3 月

発行：可児市 市民部 人づくり課

住所：〒509-0292

岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

TEL：(0574)62-1111

FAX：(0574)62-1376

E-mail: hitozukuri@city.kani.lg.jp

